令和６年１１月市議会建設水道委員会資料

第132号議案　長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目　次　　ページ

１　条例の改正理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

２　条例の改正内容

（１）「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（盛土規制法）の施行

に伴うもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ３～10

（２）「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上

に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴うもの・・・・ P11～17

３　新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18～591

建　築　部

令和６年１１月

1　条例の改正理由

（１）「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（盛土規制法）の施行に伴うもの

危険な盛土等に伴う災害を防止するため、令和7年5月に盛土規制法に基づく規制区域を指定することに伴い、盛土等の許可申請に係る審査項目等が追加されることから、審査に要する時間増に対応するため、必要な手数料の改正を行う。

（２）「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴うもの

令和7年4月1日より、全ての建築物の新築に対して省エネ基準への適合が義務化され、建築確認・検査の対象となる建物規模・範囲などが拡大されることから、審査に要する時間増に対応するため、必要な手数料の改正を行う。

2 条例の改正内容

（1）「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（盛土規制法）の施行に伴うもの

ア　これまでの経過と今後の予定

	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
宅地造成等規制法の一部改正	令和5年5月施行	施行から2年間は、現行の宅地造成工事規制区域が適用（経過措置）	
規制区域の指定	規制区域の調査	令和6年6月 長崎市議会 建設水道委員会 （事前説明） パブリックコメント 関係団体への説明、説明会の開催	令和7年5月23日 規制区域の指定 施行
長崎市手数料条例の一部改正		今回 令和6年11月 長崎市議会 議案提案	令和7年5月23日 施行

イ　条例の改正内容

宅地造成又は特定盛土等（盛土・切土）

（ア）許可申請　【改正】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

工事着手

（イ）変更許可申請【改正】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料

（ウ）中間検査申請【新設】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料

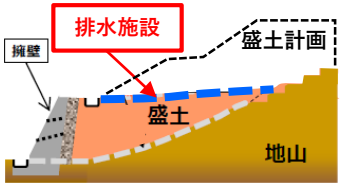

定期報告

工事の完了

完了検査

検査済証交付

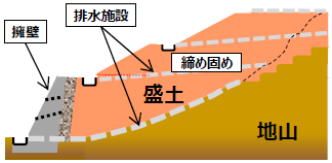

一時的な土石の堆積（土砂の仮置き）

（エ）許可申請　【新設】

土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

工事着手

（オ）変更許可申請【新設】

土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料

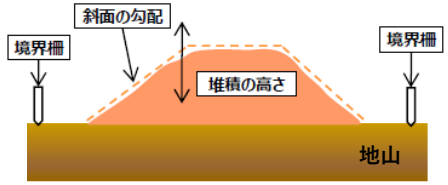

定期報告

工事の完了（撤去）

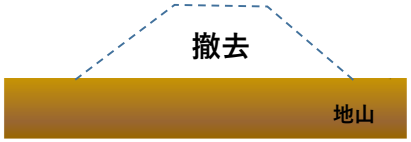

完了検査

確認済証交付

（ア）　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料【改正】

安全基準の適合の審査業務に加えて、次の項目が追加されたため、手数料の額の改正を行う。

・工事主の資力、信用　・工事施工者の能力　・所有者の同意等

イメージ図

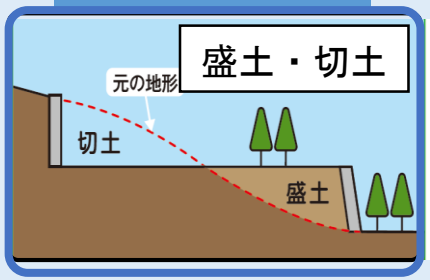

≪一例≫　（１件あたり）

盛土又は切土をする土地の面積	金額（改正後）	金額（改正前）	差額（改正後−改正前）
500㎡以内	21,000円	12,000円	9,000円
500㎡超1,000㎡以内	32,000円	21,000円	11,000円
100,000㎡超	642,000円	420,000円	222,000円

（イ）　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料【改正】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料の改正に伴うもの。

（１件あたり）

項目	金額（改正後）	金額（改正前）
変更申請	変更なし	（ア）の1/10の金額（①工事の計画の変更がある場合） ＋（ア）の金額（②新たな土地の編入がある場合） ＋ 10,000円（①、②以外の変更がある場合）
上記の上限額	642,000円	420,000円

（ウ）　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料【新設】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事において、現地検査（排水施設の設置）が必要となる場合は、その都度、検査を受けなければならないことが新たに定められたことに伴い、手数料の額を新たに定める。

イメージ図

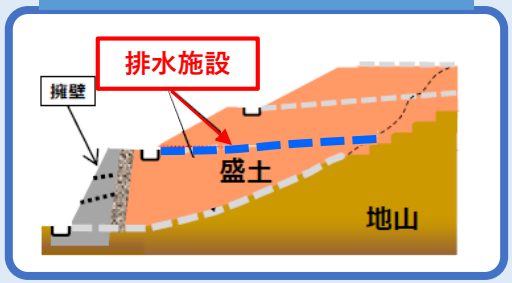

≪一例≫　　（１件あたり）

盛土又は切土をする土地の面積	金額
500㎡以内	10,000円
500㎡超1,000㎡以内	11,000円

（エ）土石の堆積に関する工事の許可申請手数料【新設】

土石の堆積に関する工事について、工事に着手する前に許可を受けなければならないことが新たに定められたことに伴い、手数料の額を新たに定める。

イメージ図

≪一例≫

（１件あたり）

土石の堆積を行う土地の面積	金額
500㎡以内	16,000円
500㎡超1,000㎡以内	18,000円
100,000㎡超	138,000円

（オ）　土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料【新設】

土石の堆積に関する工事の許可申請手数料の新設に伴うもの。

（１件あたり）

項目	金額
変更申請	（エ）の1/10の金額（①工事の計画の変更がある場合） ＋（エ）の金額　（②新たな土地の編入がある場合） ＋　10,000円　（①、②以外の変更がある場合）
上記の上限額	138,000円

【参考】　手数料の算定方法

手数料＝当該事務に要する経費（人件費 ＋ 物件費）

人件費： 標準所要時間数 × 職員の給与平均

物件費：消耗品費、通信費、印刷費、検査等に要する旅費等

（算定例）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料（500㎡以内）

人件費（所要時間3.5h×時間単価3,979円）＋物件費 7,913円　⇒21,000円

ウ　条例の施行期日

この条例は、令和7年5月23日から施行する。

【参考】令和6年6月議会　所管事項調査資料（一部抜粋）

ア　宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用に向けた取り組みについて

（ア）法改正の概要

令和3年に静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、土石流災害が発生

制度上の課題

宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律で開発を規制してきたが、盛土等の規制が十分でないエリアが存在

国は、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制（令和5年5月施行）

死者・行方不明者28名、住宅被害98棟

（イ）長崎市の対応

- 昭和41年に宅地造成に伴う災害を防止するため、宅地造成等規制法に基づく規制区域を指定。
- 規制区域では、一定規模以上の宅地造成を行う際、災害を防止するための技術的基準に沿った施工が義務付けられ、工事を着手する前には許可が必要であり、宅地の安全性を確保してきた。
- 法改正に伴い、令和7年5月に現行の規制区域は効力を失うことから、盛土等に伴う災害から市民の生命・身体を守るため、規制区域の指定を行うとともに既存盛土等調査を行う。

●規制区域の指定

→これから発生する盛土等の安全性を確保

平地部や森林、農地を含め広く規制区域に指定し、規制区域内で行われる盛土等を許可の対象とする。

●既存盛土等調査

→過去に行われた盛土等の安全性を確保

既存盛土等の安全性について調査を行い、必要に応じて勧告・命令等を適正に行う。

【参考】令和6年6月議会　所管事項調査資料（一部抜粋）

イ　盛土規制法に基づく規制区域（案）について

（ア）国のガイドラインに基づく規制区域の概要

国が示す、基本的な方針（法第3条）

・規制区域として指定が必要と認められた土地の区域は、可及的速やかに指定を行うことが重要

■規制区域のイメージ図

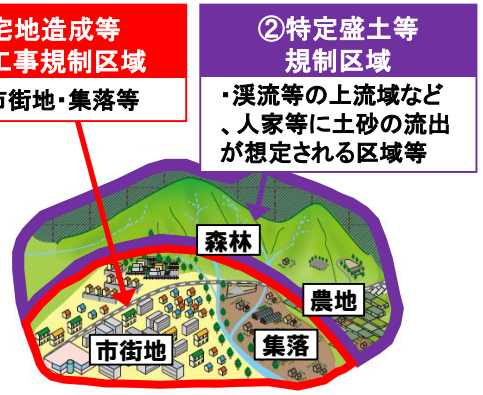

■規制区域内で盛土切土を行う場合、あらかじめ許可が必要

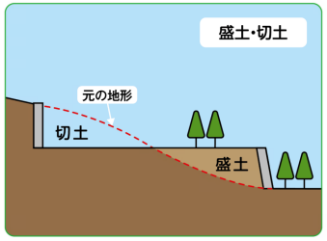

（イ）宅地造成等工事規制区域の指定要件

①市街化区域
②集落(50戸以上の建築物が集積)の区域
③市街化区域・集落に隣接・近接する土地の区域
④区域界は明瞭に判断できるよう地形地物で設定

（ウ）特定盛土等規制区域の指定要件

①渓流等の上流域など、人家等に土砂の流出が想定される区域
②土砂災害発生の危険性を有する区域
③リスクのあるエリアは規制区域に指定→市全域

（エ）盛土規制法に基づく規制区域（案）

現在の規制区域
市域面積の約8%
（約31.27 km²）

→

新たな規制区域
市全域(R7.5予定)
（約405.86 km² ）

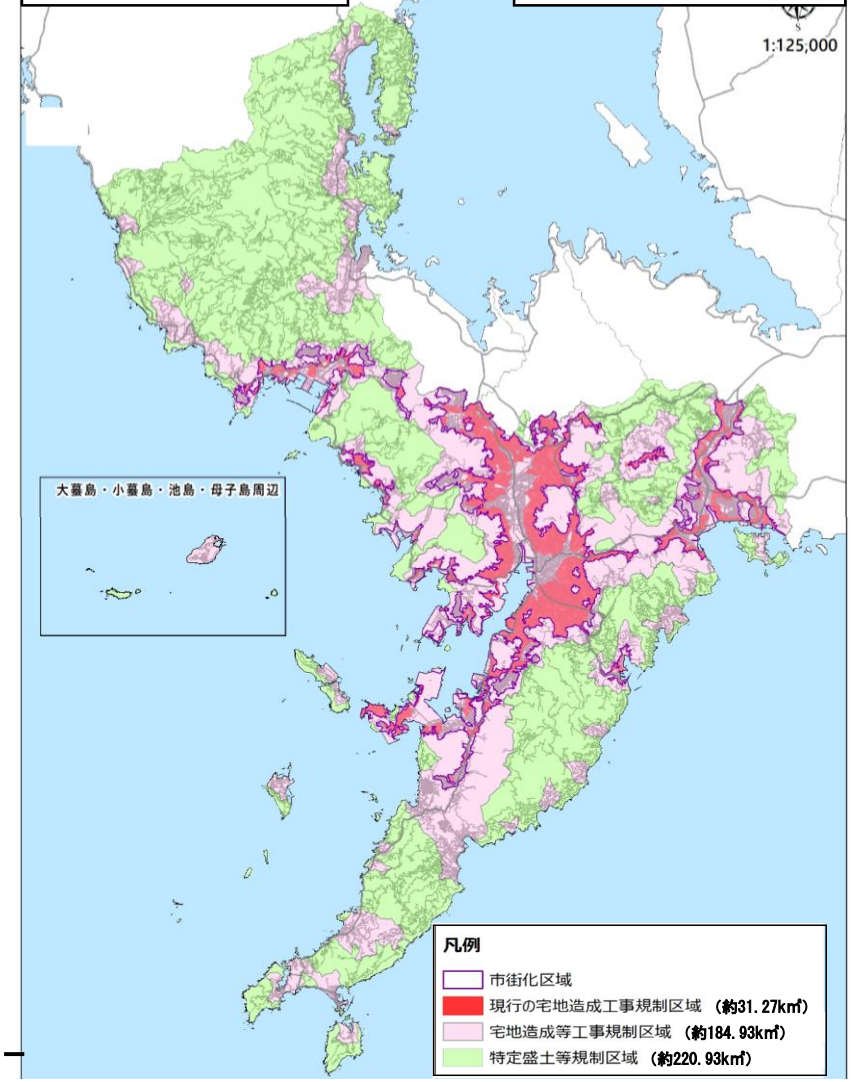

(2)「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴うもの

ア 法改正の背景

国は、2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガス46%削減の実現に向け、2021年10月に地球温暖化対策等の削減目標を強化した。その目標達成のため、建築分野においては「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」を公布し、令和7年4月1日より、全ての建築物に対して省エネ基準への適合を義務化し、建築確認・検査の対象となる建物規模・範囲などを拡大する。（令和4年6月17日公布、令和7年4月1日施行）

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

	改正前 非住宅	改正前 住宅	改正後 非住宅	改正後 住宅
大規模 2,000m²以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
300m²未満 小規模	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

イ 法改正の内容

改正その１　建築確認申請の審査項目に省エネ性能を追加

改正その２　建築確認申請・検査時における審査対象範囲の拡大及び確認特例の見直し

改正その３　低炭素住宅認定、省エネ性能向上計画認定、省エネ適合性判定の評価方法が追加

ウ　条例の改正内容

（ア）建築確認申請の審査項目に省エネ性能を追加【改正】

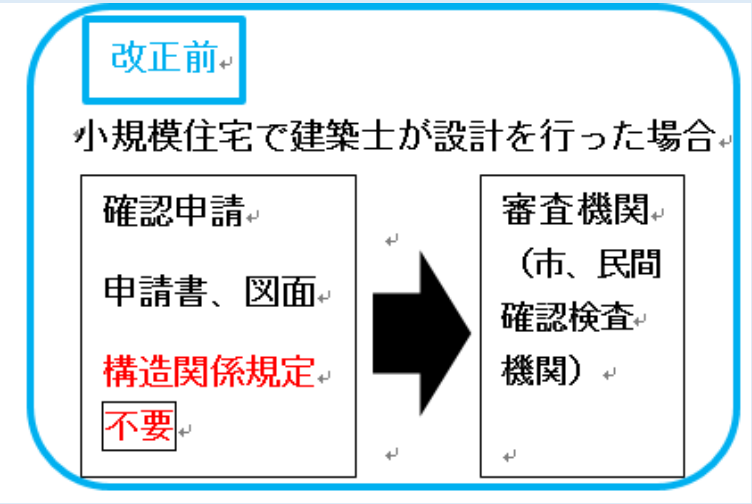

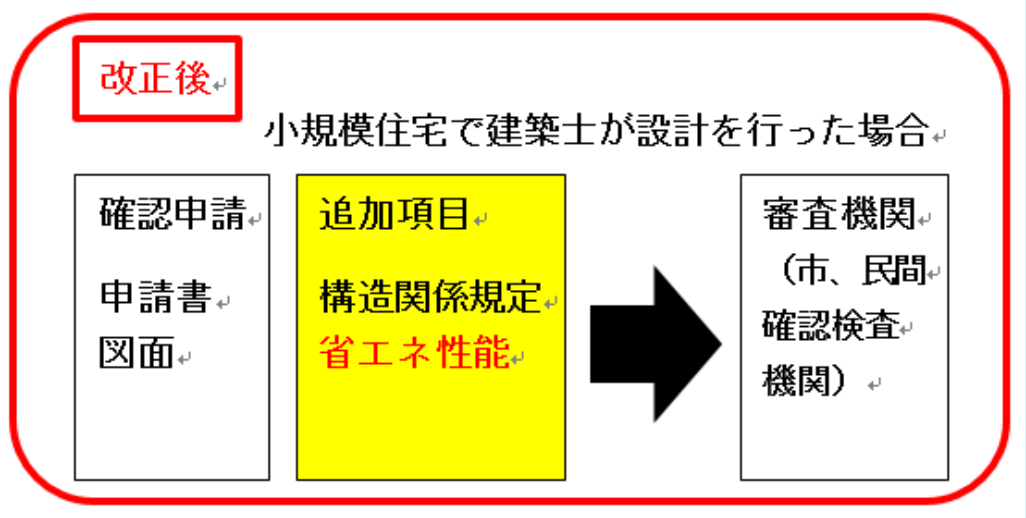

（イ）建築確認申請・検査時における審査対象範囲の拡大及び確認特例の見直し【改正】

建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物（旧4号建築物）

- 都市計画区域内に建築する際に建築確認・検査が必要
  （都市計画区域外は不要）
- 審査省略制度の対象

改正前

建築基準法第6条第1項第2号に該当する建築物（新2号建築物）

- 全ての地域で建築確認・検査（大規模な修繕・模様替を含む）が必要
- 審査省略制度の対象外

建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物（新3号建築物）

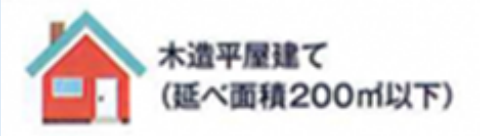

- 都市計画区域内に建築する際に建築確認・検査が必要（都市計画区域外は不要）
- 審査省略制度の対象

改正後

【（ア）（イ）建築確認・検査手数料改正案：一部抜粋】

＜改正前＞
建築確認手数料

面積区分	手数料
0～30㎡	7,000
30～100㎡	13,000
100～200㎡	20,000
200～500㎡	28,000
500～1,000㎡	48,000
1,000～2,000㎡	71,000
2,000～10,000㎡	207,000
10,000～50,000㎡	311,000
50,000㎡～	531,000

＜改正後＞
建築確認手数料

（構造審査追加）

面積区分	手数料
0～30㎡	8,000
30～100㎡	18,000
100～200㎡	31,000
200～500㎡	42,000
500～1,000㎡	66,000
1,000～2,000㎡	97,000
2,000～10,000㎡	231,000
10,000～50,000㎡	335,000
50,000㎡～	561,000

＋

（省エネ基準適合加算）

面積区分	加算手数料
一戸建て住宅	
200㎡未満	11,000
200㎡以上	12,000
共同住宅	
300㎡未満	21,000
2,000㎡未満	33,000
5,000㎡未満	53,000
5,000㎡以上	69,000

手数料算定例

建物概要　一戸建て住宅
木造 2 階建て
延べ面積　150 ㎡

改正前

確認申請手数料
20,000円

審査時間
274分

改正後

確認申請手数料（確認申請時に省エネ性能を仕様基準とした場合）
31,000円　＋　11,000円　＝　42,000円　＋22,000円
（構造審査追加）（省エネ基準適合加算）

審査時間
415分　＋　152分　＝　567分　＋293分
（構造審査追加）（省エネ基準適合加算）

（ウ）低炭素住宅認定、省エネ性能向上計画認定、省エネ適合性判定の評価方法が追加【改正】

【改正前】

低炭素住宅認定、省エネ性能向上計画認定、省エネ適合性判定		
評価方法	**性能評価**	**仕様基準**

【改正後】

低炭素住宅認定、省エネ性能向上計画認定、省エネ適合性判定			
評価方法	名称変更 **標準計算法**（性能評価）	**仕様基準**	追加 **仕様・計算併用法**

【（ウ）認定手数料改正案　】

＜①低炭素住宅認定申請手数料（一部抜粋）＞

区分	改正前の金額		改正後の金額		
一戸建て住宅	性能基準	仕様基準	標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
	33,500円	17,100円	33,800円	24,900円	17,200円

＜②低炭素住宅認定変更申請手数料（一部抜粋）＞

区分	改正前の金額		改正後の金額		
一戸建て住宅	性能基準	仕様基準	標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
	16,700円	8,500円	16,900円	12,400円	8,600円

＜③省エネ性能向上計画認定申請手数料（一部抜粋）＞

区分		改正前の金額		改正後の金額		
一戸建て住宅	延べ面積	性能基準	仕様基準	標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
	200㎡未満	33,400円	17,000円	33,800円	24,900円	17,200円
	200㎡以上	37,400円	18,400円	37,800円	27,500円	18,500円

＜④省エネ性能向上計画変更認定申請手数料（一部抜粋）＞

区分		改正前の金額		改正後の金額		
一戸建て住宅	延べ面積	性能基準	仕様基準	標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
	200㎡未満	16,700円	8,500円	16,900円	12,400円	8,600円
	200㎡以上	18,700円	9,200円	18,900円	13,700円	9,200円

＜⑤省エネ適合性判定手数料（一部抜粋）＞

区分		改正前の金額		改正後の金額		
	延べ面積	性能基準	仕様基準	標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
一戸建て住宅	200㎡未満	新設		33,800円	25,200円	17,200円
	200㎡以上			37,800円	27,800円	18,600円

＜⑥省エネ適合性判定計画変更又は軽微変更該当証明手数料（一部抜粋）＞

区分		改正前の金額		改正後の金額		
	延べ面積	性能基準	仕様基準	標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
一戸建て住宅	200㎡未満	新設		16,900円	12,600円	8,600円
	200㎡以上			18,900円	13,900円	9,300円

エ　条例の施行期日

令和7年4月1日

（「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日）

３ 新旧対照表

長崎市手数料条例(平成12年長崎市条例第6号)の一部を改正する条例

改正後	改正前
長崎市手数料条例 （趣旨） 第１条　［略］ （手数料の種類及び額） 第２条　手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第１のとおりとする。 ２　［略］ （件数） 第３条　［略］ （徴収時期） 第４条　［略］ （郵便又は信書便による送付） 第５条　［略］ （返還） 第６条　［略］ （減免）	長崎市手数料条例 （趣旨） 第１条　［略］ （手数料の種類及び額） 第２条　手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第１のとおりとする。 ２　［略］ （件数） 第３条　［略］ （徴収時期） 第４条　［略］ （郵便又は信書便による送付） 第５条　［略］ （返還） 第６条　［略］ （減免）

第７条　［略］

（委任）

第８条　［略］

別表第１（第２条関係）

手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1) ～ (149)	略			
(150)　建築物に関する確認申請等手数料	ア　建築物を建築する場合（イ及びウに掲げる場合並びにエ及びオに掲げる移転をする場合を除く。）は、当該建築に係る部分			建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項又は第１８条第３項

第７条　［略］

（委任）

第８条　［略］

別表第１（第２条関係）

手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1) ～ (149)	略			
(150)　建築物に関する確認申請等手数料	ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合並びにウ及びエに掲げる移転をする場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床			建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項又は同法第１８条第３

	の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （ア）　３０平方メートル以内のもの （イ）　３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの （ウ）　１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの （エ）　２００平方メートルを超え５００平方メ	 １件 １件 １件 １件	 ８，０００ １万８，０００ ３万１，０００ ４万２，０００	（第８７条第１項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）		面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （ア）　３０平方メートル以内のもの （イ）　３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの （ウ）　１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの （エ）　２００平方メートルを超え５００平方メ	 １件 １件 １件 １件	 ７，０００ １万３，０００ ２万 ２万８，０００	項（同法第８７条第１項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）

	ートル以内のもの					ートル以内のもの			
	（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	６万６，０００			（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	４万８，０００	
	（カ）　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件	９万７，０００			（カ）　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件	７万１，０００	
	（キ）　２，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	２３万１，０００			（キ）　２，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	２０万７，０００	
	（ク）　１万平方	１件	３３万５，			（ク）　１万平方	１件	３１万１，	

	メートルを超え５万平方メートル以内のもの （ケ）　５万平方メートルを超えるもの	１件	０００ ５６万１，０００	
	イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号第２条第１項第１号又は第２項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建			

	メートルを超え５万平方メートル以内のもの （ケ）　５万平方メートルを超えるもの	１件	０００ ５３万１，０００	

	築物省エネ法」という。)第１１条第１項又は第２項(これらの規定を建築物省エネ法第１４条第２項において読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物を除く。)を建築する場合(ウに掲げる場合を除く。)は、当該建築に係る床面積の合計に応じ、次に掲げる区分								

	(ア)　一戸建て住宅で２００平方メートル未満のもの	１件	アの規定による金額に１万１，０００円を加算した金額						
	（イ）一戸建て住宅で２００平方メートルを以上のもの	１件	アの規定による金額に１万２，０００円を加算した金額						
	（ウ）共同住宅等で３００平方メートル未満のもの	１件	アの規定による金額に２万１，０００円を加算した金額						
	（エ）共同住宅等で３００平方メートルを以上２，０００平方	１件	アの規定による金額に３万３，０						

	メートル未満のもの		００円を加算した金額	
	（オ）共同住宅等で２，０００平方メートルを以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	アの規定による金額に５万３，０００円を加算した金額	
	（カ）共同住宅等で５，０００平方メートルを以上もの	１件	アの規定による金額に６万９，０００円を加算した金額	
	ウ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る	１件	アに掲げる区分による金額	

	イ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る	１件	アに掲げる区分による金額	

	部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、アに掲げる区分			
	エ　建築物を移転（建築基準法第８６条の７第４項の政令で定める範囲の移転に限る。）し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（オに掲げる場合を除	１件	アに掲げる区分による金額	

	部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、アに掲げる区分			
	ウ　建築物を移転（建築基準法第８６条の７第４項の政令で定める範囲の移転に限る。）し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除	１件	アに掲げる区分による金額	

	く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分			
	オ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床	１件	アに掲げる区分による金額	

	く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分			
	エ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床	１件	アに掲げる区分による金額	

	面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分			
(151)　建築物に関する完了検査申請等手数料	ア　建築物を建築した場合（イに掲げる場合及びウに掲げる移転した場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （ア）　３０平方メートル以内のもの （イ）　３０平方メートルを超え	 １件 １件	 円 ２万 ２万６，０００	建築基準法第７条第１項又は第１８条第１７項

	面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分			
(151)　建築物に関する完了検査申請等手数料	ア　建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （ア）　３０平方メートル以内のもの （イ）　３０平方メートルを超え	 １件 １件	 円 １万４，０００ １万７，０００	建築基準法第７条第１項又は同法第１８条第１７項

	１００平方メートル以内のもの					１００平方メートル以内のもの			
	（ウ）　１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	１件	３万８，０００			（ウ）　１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	１件	２万３，０００	
	（エ）　２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	１件	４万３，０００			（エ）　２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	１件	３万２，０００	
	（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	５万９，０００			（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	５万３，０００	
	（カ）　１，００	１件	８万			（カ）　１，００	１件	７万４，０	

	０平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの			
	（キ）　２，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	１９万３，０００	
	（ク）　１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	２８万２，０００	
	（ケ）　５万平方メートルを超えるもの	１件	４９万３，０００	
	イ　建築物省エネ法第10条第１項の規			

	０平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの		００	
	（キ）　２，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	１７万８，０００	
	（ク）　１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	２６万	
	（ケ）　５万平方メートルを超えるもの	１件	４５万５，０００	

	定が適用される建築物（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第４条第４号ハに該当する場合（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に								

	限る。）及び建築基準法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物を除く。次号において同じ。）を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分								
	（ア）　３０平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に４，０００円を加算した金額						
	（イ）　３０平方メートルを超え	１件	アの規定による金額に						

	１００平方メートル以内のもの		４，０００円を加算した金額	
	（ウ）　１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に４，０００円を加算した金額	
	（エ）　２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に６，０００円を加算した金額	
	（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に１万円を加算した金額	

	（カ）　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に１万４，０００円を加算した金額	
	（キ）　２，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に３万４，０００円を加算した金額	
	（ク）　１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に４万９，０００円を加算した金額	
	（ケ）　５万平方メートルを超え	１件	アの規定による金額に	

	るもの		８万６，０００円を加算した金額	
	ウ　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	１件	アに掲げる区分による金額	
(152)　中間検査を受けた建築物に関	ア　建築物（当該建築物が建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る			

	イ　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	１件	アに掲げる区分による金額	
(152)　中間検査を受けた建築物に関	ア　建築物（当該建築物が建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る			

する完了検査申請等手数料	建築物である場合に限る。ウにおいて同じ。）を建築した場合（移転した場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （ア）　３０平方メートル以内のもの （イ）　３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの （ウ）　１００平方メートルを超	 １件 １件 １件	 円 １万６，０００ ２万３，０００ ３万５，０００	

する完了検査申請等手数料	建築物である場合に限る。イにおいて同じ。）を建築した場合（移転した場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （ア）　３０平方メートル以内のもの （イ）　３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの （ウ）　１００平方メートルを超	 １件 １件 １件	 円 １万３，０００ １万６，０００ ２万２，０００	

	え２００平方メートル以内のもの					え２００平方メートル以内のもの			
	（エ）　２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	１件	４万			（エ）　２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	１件	３万	
	（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	５万５，０００			（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	５万２，０００	
	（カ）　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件	７万６，０００			（カ）　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件	６万９，０００	

	（キ）　２，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	１８万２，０００	
	（ク）　１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	２６万８，０００	
	（ケ）　５万平方メートルを超えるもの	１件	４７万４，０００	
	イ　建築物省エネ法第10条第１項の規定が適用される建築物を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積			

	（キ）　２，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	１６万１，０００	
	（ク）　１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	２５万２，０００	
	（ケ）　５万平方メートルを超えるもの	１件	４４万５，０００	

	の合計に応じ、次に掲げる区分			
	（ア）　３０平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に４，０００円を加算した金額	
	（イ）　３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に４，０００円を加算した金額	
	（ウ）　１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に４，０００円を加算した金額	
	（エ）　２００平	１件	アの規定に	

	方メートルを超え５００平方メートル以内のもの		よる金額に６，０００円を加算した金額	
	（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に１万円を加算した金額	
	（カ）　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に１万４，０００円を加算した金額	
	（キ）　２，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内の	１件	アの規定による金額に３万４，０００円を加	

	もの		算した金額	
	（ク）　１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	１件	アの規定による金額に４万９，０００円を加算した金額	
	（ケ）　５万平方メートルを超えるもの	１件	アの規定による金額に８万６，０００円を加算した金額	
	ウ　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の	１件	アに掲げる区分による金額	

	イ　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の	１件	アに掲げる区分による金額	

	床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分			
(153)　建築物に関する中間検査申請等手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （ア）　３０平方メートル以内のもの （イ）　３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの （ウ）　１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のも	1件 1件 1件	円 1万5，000 2万 3万2，000	建築基準法第７条の３第１項又は第１８条第２０項

	床面積に２分の１を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分			
(153)　建築物に関する中間検査申請等手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （ア）　３０平方メートル以内のもの （イ）　３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの （ウ）　１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のも	1件 1件 1件	円 1万3，000 1万6，000 2万2，000	建築基準法第７条の３第１項又は同法第１８条第２０項

	の					の			
	（エ）　２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	１件	３万８，０００			（エ）　２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	１件	２万８，０００	
	（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	５万２，０００			（オ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件	４万９，０００	
	（カ）　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件	７万			（カ）　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件	６万６，０００	
	（キ）　２，０００平方メートル	１件	１５万９，０００			（キ）　２，０００平方メートル	１件	１４万７，０００	

	を超え１万平方メートル以内のもの （ク）　１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの （ケ）　５万平方メートルを超えるもの	１件 １件	２３万９，０００ ４３万	
(154)　検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手		１件	１２万	建築基準法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第１８条第２４項第１号若しくは

	を超え１万平方メートル以内のもの （ク）　１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの （ケ）　５万平方メートルを超えるもの	１件 １件	２２万２，０００ ４０万７，０００	
(154)　検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手		１件	１２万	建築基準法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は同法第１８条第２４項第１号若し

数料				第２号（第８７条の２又は第８８条第１項若しくは第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）
（155）～（202）	略			
（203）　建築設備に関する確認申請等手数料	ア　建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） （ア）　建築設備	１件	１万３，０	建築基準法第８７条の４において準用する第６条第１項

数料				くは第２号（同法第８７条の２又は第８８条第１項若しくは第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）
（155）～（202）	略			
（203）　建築設備に関する確認申請等手数料	ア　建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） （ア）　建築設備	１件	１万１，０	建築基準法第８７条の４において準用する同法第６条第

	（小荷物専用昇降機を除く。） （イ）　小荷物専用昇降機	1件	6，０００ ００	若しくは第１８条第３項又は第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合における第６条第１項若しくは第１８条第３項
	イ　確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 （ア）　建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） （イ）　小荷物専用昇降機	1件 1件	9，０００ 4，０００	
(204)　建築設備に関する完了検査申	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合	1件	1万7，０ ００	建築基準法第８７条の４において準用する第
	小荷物専用昇降機を	1件	1万1，０	

	（小荷物専用昇降機を除く。） （イ）　小荷物専用昇降機	1件	6，０００ ００	1項若しくは同法第１８条第３項又は同法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第６条第１項若しくは同法第１８条第３項
	イ　確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 （ア）　建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） （イ）　小荷物専用昇降機	1件 1件	7，０００ 4，０００	
(204)　建築設備に関する完了検査申	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合	1件	1万6，０ ００	建築基準法第８７条の４において準用する同
	小荷物専用昇降機を	1件	1万	

請等手数料	設置した場合		００	７条第１項若しくは第１８条第１７項又は第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合における第７条第１項若しくは第１８条第１７項
(205)　工作物に関する確認	ア　工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）	１件	１万３，０００	建築基準法第８８条第１項若しく

請等手数料	設置した場合			法第７条第１項若しくは同法第１８条第１７項又は同法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第７条第１項若しくは同法第１８条第１７項
(205)　工作物に関する確認	ア　工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）	１件	１万１，０００	建築基準法第８８条第１項若しく

申請等手数料	イ　確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	１件	９，０００	は第２項において準用する第６条第１項又は第１８条第３項
(206)　工作物に関する完了検査申請等手数料		１件	１万２，０００	建築基準法第８８条第１項若しくは第２項において準用する第７条第１項又は第１８条第１７項
(207) ～	略			

申請等手数料	イ　確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	１件	６，０００	は第２項において準用する同法第６条第１項又は同法第１８条第３項
(206)　工作物に関する完了検査申請等手数料		１件	１万２，０００	建築基準法第８８条第１項若しくは第２項において準用する同法第７条第１項又は同法第１８条第１７項
(207) ～	略			

(217)						
(218)　低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア　都市の低炭素化の促進に関する法律	(ア)　一戸建て住宅（住宅以外の用途	a　建築物省エネ法第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第５条第１項に規定す	１件	３万３，８００	低炭素化促進法第５３条第１項

(217)						
(218)　低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア　都市の低炭素化の促進に関する法律	(ア)　一戸建て住宅（住宅以外の用途	a　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」と	１件	３万３，５００	低炭素化促進法第５３条第１項

	（平成２４年法律第８４号。以下「低炭	に供する部分を有するものを含む。以下	る登録住宅性能評価機関又は建築基準法第７７条の２１第１項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法					（平成２４年法律第８４号。以下「低炭	に供する部分を有するものを含む。以下	いう。）第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第５条第１項に規定する登録			

	素化促進法」という。）第５４条第２項	同じ。）の住宅のみの場合（ただし、住	第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下「低炭素建築物適合証」という。）の提出					素化促進法」という。）第５４条第２項	同じ。）の住宅のみの場合（ただし、住	住宅性能評価機関又は建築基準法第７７条の２１第１項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第５４			

								条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）						
		宅以外の用途に供する部分を有する一戸に規定する申出がない場合							宅以外の用途に供する部分を有する一戸に規定する申出がない場合					
		に規定する申出がない場合	がない場合であつて、評価手法が標準計算法のとき											

		建て住宅の建築物の全体の申請を併せて						建て住宅の建築物の全体の申請を併せて	の提出がない場合であつて、評価手法が性能基準のとき				
			b　低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法	１件	２万４，９００								

		行う場合にあつては、（ウ）の規定によ	が仕様・計算併用法のとき			
			c　低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	１件	１万７，２００	
			d　低炭素	１件	４，６００	

		行う場合にあつては、（ウ）の規定によ				
			b　適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	１件	１万７，１００	
			c　適合	１件	４，６００	

		る。）	建築物適合証の提出がある場合									る。）	証の提出がある場合						
		（イ）共同住宅等の住棟全体	a 低炭素建築物適合証の提出	(a) 当該共同住宅等の共用部								（イ）共同住宅等の住棟全体	a 適合証の提出がない場合で	(a) 当該共同住宅等の共用部					

分の床面積の合計（以下この号において
あつて、評価手法が<u>性能基準</u>のとき
の場合

分の床面積の合計（以下この号において
がない場合であつて、評価手法が<u>標準計</u>
の場合

「共用部分床面積」という。）が300

「共用部分床面積」という。）が300

算法のとき

平方メートル以内の場合は、当該共同住

平方メートル以内の場合は、当該共同住

宅等の住戸の数の合計（以下この号及び

宅等の住戸の数の合計（以下「共同住宅

次号において「共同住宅等住戸数」という

等住戸数」という。）に応じ、次に掲げ

				る区分								う。）に応じ、次に掲げる区分					
				Ⅰ 1戸	1件	14万1,900						Ⅰ 1戸	1件	14万500			

				の場合Ⅱ	1件	１７万６，４００						の場合Ⅱ	1件	１７万４，６００	
				1戸を超え5戸以下の場合Ⅲ	1件	２０万４，						1戸を超え5戸以下の場合Ⅲ	1件	２０万２，	

							２００										１００		
				５戸を超え１０戸以下の場合								５戸を超え１０戸以下の場合							
				Ⅳ	１件	２４万３，４００						Ⅳ	１件	２４万９００					
				１０								１０							

				戸を超え25戸以下の場合V25戸を	1件	30万2,400						戸を超え25戸以下の場合V25戸を	1件	29万9,300	

				超え５０戸以下の場合Ⅵ５０戸を超え	１件	３８万６，６００						超え５０戸以下の場合Ⅵ５０戸を超え	１件	３８万２，６００	

				１００戸以下の場合Ⅶ１００戸を超え	１件	４８万５，４００							１００戸以下の場合Ⅶ１００戸を超え	１件	４８万４００				

				２００戸以下の場合Ⅷ ２００戸を超え	１件	６０万２，８００	
				２００戸以下の場合Ⅷ ２００戸を超え	１件	５９万６，５００	

				３００戸以下の場合Ⅸ ３００戸を超え	１件	６８万９，０００	

				３００戸以下の場合Ⅸ ３００戸を超え	１件	６８万１，８００	

				る場合			
				(b) 共用部分床面積が３００平方	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）a（a）の規定による金額」という。）に7万３００円を加算した	

				る場合			
				(b) 共用部分床面積が３００平方	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）a（a）の規定による金額」という。）に6万９，５００円を加算	

				メートルを超え２，０００平方メートル		金額	
				メートルを超え２，０００平方メートル		した金額	

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

				、（イ）a（a）に掲げる区分			
				(c) 共用部分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に１６万	

				、（イ）a（a）に掲げる区分			
				(c) 共用部分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に１６万	

				床面積が２，０００平方メートルを超え		９，８００円を加算した金額	
				床面積が２，０００平方メートルを超え		７，９００円を加算した金額	

				５，０００平方メートル以内の場合は、			
				５，０００平方メートル以内の場合は、			

				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に			
				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に			

				掲げる区分			
				(d) 共用部分床面積が５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に２４万８，７００円を加算した金額	

				掲げる区分			
				(d) 共用部分床面積が５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に２４万６，０００円を加算した金額	

				００平方メートルを超え１万平方メート			
				００平方メートルを超え１万平方メート			

				ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応			
				ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応			

				じ、（イ）a（a）に掲げる区分								じ、（イ）a（a）に掲げる区分			
				(e) 共用部	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金						(e) 共用部	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金	

				分床面積が１万平方メートルを超え２万		額に３１万８，３００円を加算した金額	
				分床面積が１万平方メートルを超え２万		額に３１万４，９００円を加算した金額	

				５，０００平方メートル以内の場合は、			
				５，０００平方メートル以内の場合は、			

				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に			
				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に			

				掲げる区分			
				(f) 共用部分床面積が2万5	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に<u>３８万８，６００円</u>を加算した金額	

				掲げる区分			
				(f) 共用部分床面積が2万5	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に<u>３８万４，５００円</u>を加算した金額	

				，０００平方メートルを超える場合は、			
				，０００平方メートルを超える場合は、			

				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に			
				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に			

					掲げる区分										掲げる区分			
				b 低炭素建築物適合証の提出	(a) 共用部分床面積が300													

平方メートル以内の場合は、共同住宅等がない場合であって、評価手法が仕様・

			計算併用法のとき	住戸数に応じ、次に掲げる区分 Ⅰ　１戸	１件	円 １３万３，０００										

				の場合Ⅱ	１件	１５万８，０００										
				１戸を超え５戸以下の場合Ⅲ	１件	１７万８，										

						３００										
				５戸を超え１０戸以下の場合												
				Ⅳ	１件	２０万８，５００										
				１０												

				戸を超え２５戸以下の場合Ｖ２５戸を	１件	２５万４，４００										

				超え５０戸以下の場合Ⅵ５０戸を超え	１件	３２万２，０００										

				１００戸以下の場合Ⅶ１００戸を超え	１件	４０万３，４００										

				２００戸以下の場合Ⅷ ２００戸を超え	１件	４９万３，３００										

				３００戸以下の場合Ⅸ ３００戸を超え	１件	５５万４，９００									

				る場合												
				(b) 共用部分床面積が３００平方	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）b（a）の規定による金額」という。）に７万３００円を加算した										

				メートルを超え２，０００平方メートル		金額										

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

				、（イ）b（a）に掲げる区分												
				（c）共用部分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に１６万										

				床面積が２，０００平方メートルを超え		９，８００円を加算した金額									

５，０００平方メートル以内の場合は、

共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）に

				掲げる区分(d) 共用部分床面積が５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に２４万８，７００円を加算した金額										

００平方メートルを超え１万平方メート

ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応

				じ、（イ）b（a）に掲げる区分												
				(e) 共用部	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金										

				分床面積が１万平方メートルを超え２万		額に３１万８，３００円を加算した金額									

５，０００平方メートル以内の場合は、

共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）に

				掲げる区分(f) 共用部分床面積が２万５	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に３８万８，６００円を加算した金額										

、
０
０
０
平
方
メ
ー
ト
ル
を
超
え
る
場
合
は
、

共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）に

				掲げる区分													
			c 低炭素建築物適合証の提出が	(a) 共用部分床面積が300		円				b 適合証の提出がない場合で	(a) 共用部分床面積が300		円				

平方メートル以内の場合は、共同住宅等あつて、評価手法が仕様基準のとき

平方メートル以内の場合は、共同住宅等ない場合であつて、評価手法が仕様基準

				のとき	住戸数に応じ、次に掲げる区分Ⅰ　１戸	１件	１２万５，３００							住戸数に応じ、次に掲げる区分Ⅰ　１戸	１件	１２万４，１００	

				の場合Ⅱ	1件	１４万６００					の場合Ⅱ	1件	１３万９，１００		
				1戸を超え5戸以下の場合Ⅲ	1件	１５万５，					1戸を超え5戸以下の場合Ⅲ	1件	１５万３，		

							２００										６００		
				５戸を超え１０戸以下の場合								５戸を超え１０戸以下の場合							
				Ⅳ	１件	１７万５，７００						Ⅳ	１件	１７万３，９００					
				１０								１０							

				戸を超え25戸以下の場合V25戸を	1件	21万200						戸を超え25戸以下の場合V25戸を	1件	20万8,000			

				超え５０戸以下の場合Ⅵ５０戸を超え	１件	２６万２，６００						超え５０戸以下の場合Ⅵ５０戸を超え	１件	２５万９，９００	

				１００戸以下の場合Ⅶ １００戸を超え	１件	３２万８，３００	
				１００戸以下の場合Ⅶ １００戸を超え	１件	３２万４，８００	

				２００戸以下の場合Ⅷ ２００戸を超え	１件	３９万２，６００								２００戸以下の場合Ⅷ ２００戸を超え	１件	３８万８，５００		

				３００戸以下の場合Ⅸ ３００戸を超え	１件	４３万1,７００	
				３００戸以下の場合Ⅸ ３００戸を超え	１件	４２万７,２００	

				る場合			
				(b) 共用部分床面積が300平方	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）c（a）の規定による金額」という。）に7万300円を加算した	

				る場合			
				(b) 共用部分床面積が300平方	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）b（a）の規定による金額」という。）に6万9，500円を加算	

				メートルを超え２，０００平方メートル		金額	
				メートルを超え２，０００平方メートル		した金額	

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

				、（イ）c（a）に掲げる区分			
				(c) 共用部分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金額に１６万	

				、（イ）b（a）に掲げる区分			
				(c) 共用部分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に１６万	

				床面積が２，０００平方メートルを超え		９，８００円を加算した金額	

				床面積が２，０００平方メートルを超え		７，９００円を加算した金額	

				５，０００平方メートル以内の場合は、			
				５，０００平方メートル以内の場合は、			

				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）に			
				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）に			

				掲げる区分			
				(d) 共用部分床面積が５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金額に２４万８，７００円を加算した金額	

				掲げる区分			
				(d) 共用部分床面積が５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に２４万６，０００円を加算した金額	

				００平方メートルを超え１万平方メート			
				００平方メートルを超え１万平方メート			

				ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応			
				ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応			

				じ、（イ）c（a）に掲げる区分			
				(e) 共用部	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金	

				じ、（イ）b（a）に掲げる区分			
				(e) 共用部	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金	

				分床面積が１万平方メートルを超え２万		額に３１万８，３００円を加算した金額	
				分床面積が１万平方メートルを超え２万		額に３１万４，９００円を加算した金額	

				５，０００平方メートル以内の場合は、			
				５，０００平方メートル以内の場合は、			

				共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に			
				共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に			

				掲げる区分			
				(f) 共用部分床面積が2万5	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に38万8,600円を加算した金額	

				掲げる区分			
				(f) 共用部分床面積が2万5	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に38万4,500円を加算した金額	

,０００平方メートルを超える場合は、

,０００平方メートルを超える場合は、

				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）に			
				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）に			

	掲げる区分		
c　適合証の提出がある場合	(a)　共用部分床面積が300		円

	掲げる区分		
d　低炭素建築物適合証の提	(a)　共用部分床面積が300		円

			平方メートル以内の場合は、共同住宅等								平方メートル以内の場合は、共同住宅等	出がある場合			

				住戸数に応じ、次に掲げる区分Ⅰ　１戸	１件	１万３，９００	
				住戸数に応じ、次に掲げる区分Ⅰ　１戸	１件	１万３，８００	

				の場合Ⅱ	１件	１万８，６００						の場合Ⅱ	１件	１万８，４００			
				１戸を超え５戸以下の場合Ⅲ	１件	２万５，２						１戸を超え５戸以下の場合Ⅲ	１件	２万４，９			

							００											００	
				５戸を超え１０戸以下の場合								５戸を超え１０戸以下の場合							
				Ⅳ	１件	３万５，８００						Ⅳ	１件	３万５，４００					
				１０								１０							

				戸を超え25戸以下の場合V25戸を	1件	5万3，700							戸を超え25戸以下の場合V25戸を	1件	5万3，200				

				超え５０戸以下の場合Ⅵ５０戸を超え	１件	８万８，９００						超え５０戸以下の場合Ⅵ５０戸を超え	１件	８万７，９００	

				１００戸以下の場合Ⅶ１００戸を超え	１件	１３万５，３００						１００戸以下の場合Ⅶ１００戸を超え	１件	１３万３，９００	

				２００戸以下の場合Ⅷ	１件	１６万８，４００								２００戸以下の場合Ⅷ	１件	１６万６，７００	
				２００戸を超え										２００戸を超え			

				３００戸以下の場合Ⅸ ３００戸を超え	１件	１７万９，１００	
				３００戸以下の場合Ⅸ ３００戸を超え	１件	１７万７，２００	

				る場合			
				(b) 共用部分床面積が300平方	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）d（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）d（a）の規定による金額」という。）に1万7，200円を加算	

				る場合			
				(b) 共用部分床面積が300平方	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）c（a）の規定による金額」という。）に1万7，000円を加算	

				メートルを超え２，０００平方メートル		した金額	
				メートルを超え２，０００平方メートル		した金額	

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

				、（イ）d（a）に掲げる区分			
				(c) 共用部分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）d（a）の規定による金額に７万３	

				、（イ）c（a）に掲げる区分			
				(c) 共用部分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金額に６万	

				床面積が２，０００平方メートルを超え		００円を加算した金額	

				床面積が２，０００平方メートルを超え		９，５００円を加算した金額	

				５，０００平方メートル以内の場合は、			
				５，０００平方メートル以内の場合は、			

				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）に			
				共同住宅等住戸数に応じ、（イ）d（a）に			

				掲げる区分			
				(d) 共用部分床面積が５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）d（a）の規定による金額に１１万６，７００円を加算した金額	

				掲げる区分			
				(d) 共用部分床面積が５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金額に１１万５，５００円を加算した金額	

				００平方メートルを超え１万平方メート			
				００平方メートルを超え１万平方メート			

				ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応			
				ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応			

				じ、（イ）d（a）に掲げる区分			
				(e) 共用部	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）d（a）の規定による金	

				じ、（イ）c（a）に掲げる区分			
				(e) 共用部	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金	

				分床面積が１万平方メートルを超え２万		額に１４万９，８００円を加算した金額	
				分床面積が１万平方メートルを超え２万		額に１４万８，３００円を加算した金額	

				５，０００平方メートル以内の場合は、			
				５，０００平方メートル以内の場合は、			

				共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に			
				共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に			

				掲げる区分			
				(f) 共用部分床面積が2万5	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に18万9,600円を加算した金額	

				掲げる区分			
				(f) 共用部分床面積が2万5	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に18万7,600円を加算した金額	

				，０００平方メートルを超える場合は、			
				，０００平方メートルを超える場合は、			

				共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に			
				共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に			

				掲げる区分								掲げる区分					
		（ウ）共同住宅等と住宅以外			１件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する（イ）に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に				（ウ）共同住宅等と住宅以外			１件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する（イ）に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に	

		の用途に供する部分を有する建築物（以			供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあつては、（ア）に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を１棟の建築物とみなして適用する（エ）に掲					の用途に供する部分を有する建築物（以			供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあつては、（ア）に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を１棟の建築物とみなして適用する（エ）に掲	

		下「複合建築物」という。）又は住宅以			げる区分による金額を加算した金額				下「複合建築物」という。）又は住宅以			げる区分による金額を加算した金額			

		外の用途に供する部分を有する一戸建て							外の用途に供する部分を有する一戸建て				

			住宅の建築物の全体の場合								住宅の建築物の全体の場合						
			(エ)住宅の	a 低炭素建	1棟の建築物の床面積の合						(エ)住宅の	a 適合証の	1棟の建築物の床面積の合				

		部分を有しない建築物（以下「非住宅建	築物適合証の提出がない場合	計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メートル	１件	２３万８，７００円 （ただし、低炭素化促進法第５４条第１項第１号に規定する国土交通大臣が定める基準により、外				部分を有しない建築物（以下「非住宅建	提出がない場合	計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メートル	１件	２３万６，３００円 （ただし、低炭素化促進法第５４条第１項第１号に規定する国土交通大臣が定める基準により、外	

		築物」という。）の全体の場合		以内の場合	(b)	1件	壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物（以下「外皮性能の基準を適用しないもの」という。）にあつては、10万8，100円）38万70円（ただ				築物」という。）の全体の場合		以内の場合	(b)	1件	壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物（以下「外皮性能の基準を適用しないもの」という。）にあつては、10万7，000円）37万6，600円	

				３００平方メートルを超え２，０００平	し、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、１７万８，４００円）							３００平方メートルを超え２，０００平	（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、１７万６，５００円）	

				方メートル以内の場合(c)２，０００平	１件	５４万１，８００円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、２７万							方メートル以内の場合(c)２，０００平	１件	５３万６，０００円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、２７万	

				方メートルを超え５，０００平方メート		7，９００円）								方メートルを超え５，０００平方メート		4，９００円）	

				ル以内の場合(d) ５，０００平方メート	１件	６６万４，５００円 （ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、３５万６，８００円）						ル以内の場合(d) ５，０００平方メート	１件	６５万７，５００円 （ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、３５万３，０００円）	

				ルを超え１万平方メートル以内の場合								ルを超え１万平方メートル以内の場合					
				(e)	１件	７８万３，						(e)	１件	７７万４，			

				１万平方メートルを超え２万５，００		２００円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、４２万６，４００円）						１万平方メートルを超え２万５，００		９００円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、４２万１，９００円）	

				０平方メートル以内の場合(f)２万５，	１件	８９万３，９００円（ただし、外皮性能の基準を適用しないもの								０平方メートル以内の場合(f)２万５，	１件	８８万４，５００円（ただし、外皮性能の基準を適用しないもの	

				０００平方メートルを超える場合		にあつては、４９万６，７００円）	
			ｂ 低	１棟の建築物		円	

				０００平方メートルを超える場合		にあつては、４９万１，５００円）	
			ｂ 適	１棟の建築物		円	

			炭素建築物適合証の提出がある場合	の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メ	１件	９，３００					合証の提出がある場合	の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メ	１件	９，２００	

				ートル以内の場合(b)３００平方メート	１件	２万６，５００								ートル以内の場合(b)３００平方メート	１件	２万６，２００			

ルを超え２，０００平方メートル以内の

ルを超え２，０００平方メートル以内の

				場合(c)２，０００平方メートルを超え	１件	７万９，６００	
				場合(c)２，０００平方メートルを超え	１件	７万８，７００	

				５，０００平方メートル以内の場合										５，０００平方メートル以内の場合					
				(d)	１件	１２万６，０００								(d)	１件	１２万４，７００			

				５，０００平方メートルを超え１万平方								５，０００平方メートルを超え１万平方							

				メートル以内の場合(e) 1万平方メート	1件	15万9,100								メートル以内の場合(e) 1万平方メート	1件	15万7,500	

				ルを超え２万５，０００平方メートル以											ルを超え２万５，０００平方メートル以				

				内の場合(f) ２万５，０００平方メート	１件	１９万８，９００	
				内の場合(f) ２万５，０００平方メート	１件	１９万６，８００	

				ルを超える場合									ルを超える場合				
	イ	（ア）			１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額）にア			イ	（ア）			１件	第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算し	
	低炭素化促進法第５４	一戸建て住宅の住							低炭素化促進法第５４	一戸建て住宅の住							

	条第２項に規定する申出があった場合	宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途			（ア）に掲げる区分による金額を加算した金額			条第２項に規定する申出があった場合	宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途			た金額）にア（ア）に掲げる区分による金額を加算した金額	

							に供する部分を有する一戸建て住宅の建						
							に供する部分を有する一戸建て住宅の建						

		築物の全体の申請を併せて行う場合にあ				

		ては、（ウ）の規定による。）							ては、（ウ）の規定による。）				
		（イ）		１件	建築物確認区分による金額（建築				（イ）		１件	第１５０号に掲げる区分による金	

		共同住宅等の住棟全体の場合			設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額			共同住宅等の住棟全体の場合			額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額	
		（ウ）複		１件	建築物確認区分による金額（建築設			（ウ）複		１件	第１５０号に掲げる区分による金額（建築設	

		合建築物又は住宅以外の用途に供する部			備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額）にア（ウ）に掲げる区分による金額を加算した金額				合建築物又は住宅以外の用途に供する部			備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（ウ）に掲げる区分による金額を加算した金額	

								分を有する一戸建て住宅の建築物の全体						
								分を有する一戸建て住宅の建築物の全体						

		の場合							の場合				
		（エ） 非住宅建築物の全体の場合		１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額）にア（エ）に掲げる区分による金額を加算した金				（エ） 非住宅建築物の全体の場合		１件	第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（エ）に掲げる区分による金額	

					額	
(219)　低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア　低炭素化促進法第５４条第２項に	（ア）　一戸建て住宅のみの場	a　低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のとき	１件	円 １万６，９００	低炭素化促進法第５５条第１項
			b　低炭素建築物適合証の提出	１件	１万２，４００	

					を加算した金額	
(219)　低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア　低炭素化促進法第５４条第２項に	（ア）　一戸建て住宅のみの場	a　適合証の提出がない場合であつて、評価基準が性能基準のとき	１件	円 １万６，７００	低炭素化促進法第５５条第１項

		規定する申出がない場合	合（ただし、住宅以外の用途に供する部	がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のとき				規定する申出がない場合	合（ただし、住宅以外の用途に供する部						
				c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評	１件	８，６００				b 適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様	１件	８，５００	

		分を有する一戸建て住宅の建築物の全体	価手法が仕様基準のとき			
			d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	１件	２，３００	

		分を有する一戸建て住宅の建築物の全体	基準のとき			
			c 適合証の提出がある場合	１件	２，３００	

		の申請を併せて行う場合にあつては、（				
		の申請を併せて行う場合にあつては、（				

		ウ）の規定による。）							ウ）の規定による。）								
		（イ）共同住宅等	a 低炭素建築物	(a) 当該共同住宅					（イ）共同住宅等	a 適合証の提出	(a) 当該共同住宅						

等の共用部分の計画変更に係る床面積の			
基準がない場合であつて、評価手法が性能基			
の住棟全体の場合			

等の共用部分の計画変更に係る床面積の			
適合証の提出がない場合であつて、評価			
の住棟全体の場合			

合計の２分の１の面積（床面積が増加す

準のとき

合計の２分の１の面積（床面積が増加す

手法が標準計算法のとき

る場合にあつては、これに当該増加する

る場合にあつては、これに当該増加する

床面積を加算した面積）（以下この号に

床面積を加算した面積）（以下この号に

おいて「共用部分変更床面積」という。

おいて「共用部分変更床面積」という。

）が３００平方メートル以内の場合は、

）が３００平方メートル以内の場合は、

共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区

共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区

				分Ⅰ	1件	12万5,000						分Ⅰ	1件	12万3,700	
				1戸の場合Ⅱ	1件	14万2,200						1戸の場合Ⅱ	1件	14万800	
				1戸を超え5戸以								1戸を超え5戸以			

				下の場合Ⅲ５戸を超え１０戸以下の場	１件	１５万６，１００							下の場合Ⅲ５戸を超え１０戸以下の場	１件	１５万４，５００				

				合								合					
				Ⅳ	１件	１７万５，７００						Ⅳ	１件	１７万３，９００			
				１０戸を超え２５戸以下の場合								１０戸を超え２５戸以下の場合					
				Ⅴ	１件	２０万５，						Ⅴ	１件	２０万３，			

							２００										１００		
				２５戸を超え５０戸以下の場合										２５戸を超え５０戸以下の場合					
				Ⅵ	１件	２４万７，３００								Ⅵ	１件	２４万４，８００			
				５										５					

				０戸を超え１００戸以下の場合Ⅶ１０	１件	２９万６，７００								０戸を超え１００戸以下の場合Ⅶ１０	１件	２９万３，７００	

				０戸を超え２００戸以下の場合Ⅷ２０	１件	３５万５，４００								０戸を超え２００戸以下の場合Ⅷ２０	１件	３５万１，７００	

				０戸を超え３００戸以下の場合Ⅸ３０	１件	３９万８，５００						０戸を超え３００戸以下の場合Ⅸ３０	１件	３９万４，４００	

				0戸を超える場合			
				(b) 共用部分変更床面	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）a（a）の規	

				0戸を超える場合			
				(b) 共用部分変更床面	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）a（a）の規	

				積が３００平方メートルを超え２，００		定による金額」という。）に7万３００円を加算した金額							積が３００平方メートルを超え２，００		定による金額」という。）に6万９，５００円を加算した金額		

				０平方メートル以内の場合は、共同住宅			
				０平方メートル以内の場合は、共同住宅			

				等住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる区			
				等住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる区			

				分			
				(c) 共用部分変更床面積が２，０００	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に１６万９，８００円を加算した金額	

				分			
				(c) 共用部分変更床面積が２，０００	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に１６万７，９００円を加算した金額	

				平方メートルを超え５，０００平方メー			
				平方メートルを超え５，０００平方メー			

				トル以内の場合は、共同住宅等住戸数に			
				トル以内の場合は、共同住宅等住戸数に			

				応じ、（イ）a（a）に掲げる区分			
				(d) 共用	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規	

				応じ、（イ）a（a）に掲げる区分			
				(d) 共用	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規	

				部分変更床面積が５，０００平方メート		定による金額に２４万８，７００円を加算した金額						部分変更床面積が５，０００平方メート		定による金額に２４万６，０００円を加算した金額	

				ルを超え1万平方メートル以内の場合は			
				ルを超え1万平方メートル以内の場合は			

				、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）			
				、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）			

				に掲げる区分			
				(e) 共用部分変更床面積が	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に３１万８，３００円を加算した金額	

				に掲げる区分			
				(e) 共用部分変更床面積が	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に３１万４，９００円を加算した金額	

				１万平方メートルを超え２万５，０００								１万平方メートルを超え２万５，０００					

				平方メートル以内の場合は、共同住宅等			
				平方メートル以内の場合は、共同住宅等			

				住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる区分			
				住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる区分			

				(f) 共用部分変更床面積が2万5,00	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に38万8，600円を加算した金額	
				(f) 共用部分変更床面積が2万5,00	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）の規定による金額に38万4，500円を加算した金額	

				０平方メートルを超える場合は、共同住			
				０平方メートルを超える場合は、共同住			

				宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる			
				宅等住戸数に応じ、（イ）a（a）に掲げる			

					区分										区分			
				b 低炭素建築物適合証の提出がない	(a) 共用部分変更床面積が300平		円											

方メートル以内の場合は、共同住宅等住場合であつて、評価手法が仕様・計算併

				戸数に応じ、次に掲げる区分 Ⅰ　１戸の	１件	１２万５００										
			用法のとき													

				場合Ⅱ	１件	１３万３，０００										
				１戸を超え５戸以下の場合Ⅲ	１件	１４万３，２００										

				５戸を超え１０戸以下の場合Ⅳ１０戸	１件	１５万８，３００									

				を超え２５戸以下の場合Ｖ２５戸を超	１件	１８万１，２００									

				え５０戸以下の場合Ⅵ５０戸を超え１	１件	２１万５，０００									

				００戸以下の場合Ⅶ１００戸を超え２	１件	２５万５，７００										

				００戸以下の場合Ⅷ２００戸を超え３	１件	３０万７００										

				００戸以下の場合Ⅸ ３００戸を超える	１件	３３万１，５００									

				場合												
				(b)	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）b（a）の規定による金額」という。）に７万３００円を加算した金額										
				共用部分変更床面積が３００平												

方メートルを超え２，０００平方メート

ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応

				じ、（イ）b（a）に掲げる区分												
				（c）共用部	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金										

				分変更床面積が２，０００平方メートル		額に１６万９，８００円を加算した金額									

を超え５，０００平方メートル以内の場

合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b

					（a）に掲げる区分											
					(d) 共用部分変更床面	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に２４万８，７００円を加算した金額									

積が５，０００平方メートルを超え１万

平方メートル以内の場合は、共同住宅等

				住戸数に応じ、（イ）b（a）に掲げる区分													

				(e) 共用部分変更床面積が１万平方メー	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に３１万８，３００円を加算した金額										

トルを超え２万５，０００平方メートル

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

				、（イ）b（a）に掲げる区分												
				(f) 共用部分	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に３８万										

				変更床面積が２万５，０００平方メートル		８，６００円を加算した金額									

ルを超える場合は、共同住宅等住戸数に

				応じ、（イ）b（a）に掲げる区分														
			c 低	(a) 共		円					b 適	(a) 共		円				

用部分変更床面積が３００平方メートル
合証の提出がない場合であつて、評価手

用部分変更床面積が３００平方メートル
炭素建築物適合証の提出がない場合であ

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

法が仕様基準のとき

以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ

って、評価手法が仕様基準のとき

				、次に掲げる区分Ⅰ１戸の場合Ⅱ１	１件	１１万６，７００						、次に掲げる区分Ⅰ１戸の場合Ⅱ１	１件	１１万５，５００			
					１件	１２万４，３００							１件	１２万３，０００			

				戸を超え5戸以下の場合Ⅲ	1件	13万1,600						戸を超え5戸以下の場合Ⅲ	1件	13万300	
				5戸を超え								5戸を超え			

				１０戸以下の場合Ⅳ	１件	１４万１，９００						１０戸以下の場合Ⅳ	１件	１４万４００	
				１０戸を超え２５								１０戸を超え２５			

				戸以下の場合V２５戸を超え５０戸以	１件	１５万９，１００							戸以下の場合V２５戸を超え５０戸以	１件	１５万７，５００				

				下の場合Ⅵ５０戸を超え１００戸以下	１件	１８万５，３００								下の場合Ⅵ５０戸を超え１００戸以下	１件	１８万３，４００	

				の場合Ⅶ１００戸を超え２００戸以下	１件	２１万８，２００								の場合Ⅶ１００戸を超え２００戸以下	１件	２１万５，９００	

				の場合Ⅷ２０００戸を超え３０００戸以下	１件	２５万，３００								の場合Ⅷ２０００戸を超え３０００戸以下	１件	２４万７，７００	

				の場合Ⅸ３００戸を超える場合	１件	２６万９，９００	
				(b)共	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）	

				の場合Ⅸ３００戸を超える場合	１件	２６万７，１００	
				(b)共	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）	

				用部分変更床面積が３００平方メートル		c（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）c（a）の規定による金額」という。）に7万３００円を加算した金額								用部分変更床面積が３００平方メートル		b（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）b（a）の規定による金額」という。）に6万９，５００円を加算した金額	

				を超え２，０００平方メートル以内の場			
				を超え２，０００平方メートル以内の場			

				合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c								合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b					

				（a）に掲げる区分			
				(c) 共用部分変更床面	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金額に１６万９，８００円を加算した金額	

				（a）に掲げる区分			
				(c) 共用部分変更床面	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に１６万７，９００円を加算した金額	

				積が２，０００平方メートルを超え５，								積が２，０００平方メートルを超え５，					

				０００平方メートル以内の場合は、共同			
				０００平方メートル以内の場合は、共同			

				住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げ			
				住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げ			

				る区分			
				(d) 共用部分変更床面積が５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金額に２４万８，７００円を加算した金額	

				る区分			
				(d) 共用部分変更床面積が５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に２４万６，０００円を加算した金額	

				００平方メートルを超え１万平方メート			
				００平方メートルを超え１万平方メート			

				ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応			
				ル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応			

				じ、（イ）c（a）に掲げる区分								じ、（イ）b（a）に掲げる区分			
				(e) 共用部	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金						(e) 共用部	1件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金	

				分変更床面積が１万平方メートルを超え		額に３１万８，３００円を加算した金額	
				分変更床面積が１万平方メートルを超え		額に３１万４，９００円を加算した金額	

				２万５，０００平方メートル以内の場合			
				２万５，０００平方メートル以内の場合			

				は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a								は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a					

				）に掲げる区分			
				(f) 共用部分変更床面積	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金額に３８万８，６００円を加算した金額	

				）に掲げる区分			
				(f) 共用部分変更床面積	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）b（a）の規定による金額に３８万４，５００円を加算した金額	

				が２万５，０００平方メートルを超える			
				が２万５，０００平方メートルを超える			

				場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ			
				場合は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ			

				）c（a）に掲げる区分		円	
			d 低炭素建築物適	(a) 共用部分変更床			

				）b（a）に掲げる区分			
			c 適合証の提出が	(a) 共用部分変更床		円	

面積が３００平方メートル以内の場合は
ある場合

面積が３００平方メートル以内の場合は
合証の提出がある場合

、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる

、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる

				区分Ⅰ	１件	１万１，６００	
				１戸の場合Ⅱ	１件	１万３，９００	
				１戸を超え５戸			

				区分Ⅰ	１件	１万１，５００	
				１戸の場合Ⅱ	１件	１万３，８００	
				１戸を超え５戸			

				以下の場合Ⅲ ５戸を超え１０戸以下の	１件	１万７，２００								以下の場合Ⅲ ５戸を超え１０戸以下の	１件	１万７，０００	

				場合Ⅳ １０戸を超え２５戸以下の場合	１件	２万２，５００						場合Ⅳ １０戸を超え２５戸以下の場合	１件	２万２，３００	

				V	１件	３万１，５００								V	１件	３万１，２００			
				２５戸を超え５０戸以下の場合										２５戸を超え５０戸以下の場合					
				Ⅵ	１件	４万９，１００								Ⅵ	１件	４万８，５００			

				５０戸を超え１００戸以下の場合										５０戸を超え１００戸以下の場合					
				Ⅶ１	１件	７万２，３００								Ⅶ１	１件	７万１，５００			

				００戸を超え２００戸以下の場合Ⅷ２	１件	８万８，８００						００戸を超え２００戸以下の場合Ⅷ２	１件	８万７，９００	

				００戸を超え３００戸以下の場合Ⅸ３	１件	９万４，２００								００戸を超え３００戸以下の場合Ⅸ３	１件	９万３，２００	

				００戸を超える場合			
				(b) 共用部分変更床	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）d（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）d	

				００戸を超える場合			
				(b) 共用部分変更床	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）に掲げる区分による金額（以下この号において「（イ）c	

				面積が３００平方メートルを超え２，０		(a)の規定による金額」という。）に１万７，２００円を加算した金額							面積が３００平方メートルを超え２，０		(a)の規定による金額」という。）に１万７，００００円を加算した金額		

				００平方メートル以内の場合は、共同住			
				００平方メートル以内の場合は、共同住			

				宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる			
				宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる			

				区分			
				(c) 共用部分変更床面積が2,00	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に7万300円を加算した金額	

				区分			
				(c) 共用部分変更床面積が2,00	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に6万9,500円を加算した金額	

				０平方メートルを超え５，０００平方メ			
				０平方メートルを超え５，０００平方メ			

ートル以内の場合は、共同住宅等住戸数

ートル以内の場合は、共同住宅等住戸数

				に応じ、（イ）d（a）に掲げる区分			
				(d) 共	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）	

				に応じ、（イ）c（a）に掲げる区分			
				(d) 共	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）	

				用部分変更床面積が５，０００平方メー		d（a）の規定による金額に１１万６，７００円を加算した金額	
				用部分変更床面積が５，０００平方メー		c（a）の規定による金額に１１万５，５００円を加算した金額	

				トルを超え1万平方メートル以内の場合			
				トルを超え1万平方メートル以内の場合			

				は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）d（a								は、共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a					

				）に掲げる区分			
				(e) 共用部分変更床面積	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）d（a）の規定による金額に１４万９，８００円を加算した金額	

				）に掲げる区分			
				(e) 共用部分変更床面積	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金額に１４万８，３００円を加算した金額	

				が１万平方メートルを超え２万５，００			
				が１万平方メートルを超え２万５，００			

				０平方メートル以内の場合は、共同住宅			
				０平方メートル以内の場合は、共同住宅			

				等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区			
				等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区			

				分			
				(f) 共用部分変更床面積が２万５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）d（a）の規定による金額に１８万９，６００円を加算した金額	

				分			
				(f) 共用部分変更床面積が２万５，０	１件	共同住宅等住戸数に応じ、（イ）c（a）の規定による金額に１８万７，６００円を加算した金額	

				００平方メートルを超える場合は、共同			
				００平方メートルを超える場合は、共同			

				住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げ								住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げ					

				る区分			
		（ウ） 複合建築物又は住宅以外の			１件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する（イ）に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一	

				る区分			
		（ウ） 複合建築物又は住宅以外の			１件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する（イ）に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一	

		用途に供する部分を有する一戸建て住宅			戸建て住宅の場合にあつては、（ア）に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を１棟の建築物とみなして適用する（エ）に掲げる区分による金額を				用途に供する部分を有する一戸建て住宅				戸建て住宅の場合にあつては、（ア）に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を１棟の建築物とみなして適用する（エ）に掲げる区分による金額を	

		の建築物の全体の場合			加算した金額				の建築物の全体の場合			加算した金額	
		（エ） 非住宅建築		1件	1棟の建築物（複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅建築物部分）の計画変更に係る				（エ） 非住宅建築		1件	1棟の建築物（複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅部分）の計画変更に係る部分の	

		物の全体の場合			部分の床面積の２分の１の面積（床面積が増加する場合にあつては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前号ア（エ）に掲げる区分に応じた金額				物の全体の場合			床面積の２分の１の面積（床面積が増加する場合にあつては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前号ア（エ）に掲げる区分に応じた金額		
	イ低	（ア）		１件	建築物確認区分による		イ低	（ア）		１件	第１５０号に掲げる区	

	炭素化促進法第54条第2項に規定する	一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただ			金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額）にア（ア）に掲げる区分による金額を加算した金額			炭素化促進法第54条第2項に規定する	一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただ			分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（ア）に掲げる区分による金額を加算した金額	

								し、住宅以外の用途に供する部分を有す					
								申出があつた場合					
								し、住宅以外の用途に供する部分を有す					
								申出があつた場合					

る一戸建て住宅の建築物の全体の申請を

る一戸建て住宅の建築物の全体の申請を

		併せて行う場合にあつては、（ウ）の規						併せて行う場合にあつては、（ウ）の規					

		定による。）							定による。）				
		（イ）共同住宅等の住棟全		１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額）にア（イ）に掲				（イ）共同住宅等の住棟全		１件	第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した金額）に	

		体の場合			げる区分による金額を加算した金額				体の場合			ア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額	
		（ウ） 複合建築物又は住宅以		１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額）にア（ウ）に掲げる区分に				（ウ） 複合建築物又は住宅以		１件	第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（ウ）に	

		外の用途に供する部分を有する一戸建て			よる金額を加算した金額	
		外の用途に供する部分を有する一戸建て			掲げる区分による金額を加算した金額	

		住宅の建築物の全体の場合				
		（エ） 非住宅		１件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつて	

		住宅の建築物の全体の場合				
		（エ） 非住宅		１件	第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合に	

		建築物の全体の場合			は、建築設備確認区分による金額を加算した金額）にア（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額				建築物の全体の場合			あつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額	
(220)　建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	ア　一戸建て住宅の場合		a 評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積		円	建築物省エネ法第１１条第１項又は第１２条第２項	(220)　建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料						建築物省エネ法第１２条第１項又は第１３条第２項

			の合計に応じ、次に掲げる区分 (a)　２００平方メートル未満のもの (b)　２００平方メートル以上のもの	１件 １件	３万３，８００ ３万７，８００								
			b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸										

	建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
	(a)　２００平方メートル未満のもの	１件	２万５，２００	
	(b)　２００平方メートル以上のもの	１件	２万７，８００	
	c 評価手法が仕様基準の場合は、当			

		該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		(a)　２００平方メートル未満のもの	１件	１万７，２００
		(b)　２００平方メートル以上のもの	１件	１万８，６００
	イ　共同住宅等の場合	a 評価手法が標準計算法の		

			場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a)　３００平方メートル未満のもの (b)　３００平方メートル以上２，０００平方メートル	１件 １件	６万８，３００ １１万４，０００								

			未満のもの (c)　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	１９万４，３００								
			(d)　５，０００平方メートル以上のもの	１件	２７万８，５００								
			b 評価手法が仕様・計算										

			併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a)　３００平方メートル未満のもの (b)　３００平方メートル以上２，０００平方	 １件 １件	 ５万４００ ８万４，９００													

			メートル未満のもの										
			(c)　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	１４万７，９００								
			(d)　５，０００平方メートル以上のもの	１件	２１万６，２００								
			c 評価手法が仕様										

			基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a)　３００平方メートル未満のもの (b)　３００平方メートル以上２，０００平方	 １件 １件	 ３万２，５００ ５万６，４００														

		メートル未満のもの									
		(c)　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	１０万２，１００							
		(d)　５，０００平方メートル以上のもの	１件	１５万４，５００							
	ウ　建築物エネルギ	a　非住宅建築物				ア　建築物エネルギ	非住宅部分の床面				

	一消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区				一消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	積の合計に応じ、次に掲げる区分		

		分 (a)　３００平方メートル未満のもの	１件	１万８，６００						
		(b)　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	３万７，１００			a　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	円 ２万９，０００	
		(c)　２，０００	１件	９万４，２００			b　２，０００	１件	８万４，０００	

		平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの						平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの					
		(d)　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	１４万１，９００				c　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	１３万１，０００			

		(e)　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	１７万６，４００				d　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	１６万５，０００	
		(f)　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	２１万８，８００				e　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	２０万５，０００	
		b　非住宅									

			建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分									

			(a)　３００平方メートル未満のもの	１件	２万２，５００							
			(b)　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	４万２，４００							
			(c)　２，０００平方メ	１件	１０万８００							

			ートル以上５，０００平方メートル未満のもの										
			(d)　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	１４万９，２００								
			(e)　１万	１件	１８万４，								

		平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの		３００							
		(f)　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	２２万８，１００							
	エ　アからウまで以	a　非住宅建築物				イ　ア以外の場合	a　評価手法が				

	外の場合	の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区					国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、非住宅部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			

		分 (a) ３０ ０平 方メ ート ル未 満の もの	１件	８万６，２ ００							
		(b) ３０ ０平 方メ ート ル以 上 ２， ００	１件	１４万４， ６００			(a) ３ ００ 平方 メー トル 以上 ２， ００	１件	１５万		

			０平方メートル未満のもの	１件	２３万４，１００						０平方メートル未満のもの	１件	２４万１，０００				
			(c)								(b)						
			２，０００平方メートル以上５，０００平方メ								２，０００平方メートル以上５，０００平方メ						

		ートル未満のもの (d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	30万5,700	
		ートル未満のもの (c) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	31万4,000	

	(d) １万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	３７万７，０００	
	(e) ２万５，１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	４４万２，０００	
	(e) １万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	３６万７，４００	
	(f) ２万５，	１件	４３万１，０００	

		００００平方メートル以上のもの						００００平方メートル以上のもの			
		b　非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非						b　評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、非住宅部分の床面積			

		住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分					の合計に応じ、次に掲げる区分				
		(a) ３００平方メートル未満のもの	１件	２２万５，５００							
		(b) ３０	１件	３６万４，７００			(a) ３	１件	３７万５，０００		

		０平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの (c) ２，０００平方メ	１件	５２万６００	
		００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの (b) ２，０００平方メ	１件	５３万４，０００	

			ートル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)	１件	６４万１，３００						ートル以上５，０００平方メートル未満のもの(c)	１件	６５万７，０００				
			５，０００平方メートル以								５，０００平方メートル以						

			上１万平方メートル未満のもの(e)	１件	７５万８，０００						上１万平方メートル未満のもの(d)	１件	７７万６，０００						
			１万平方メートル以上２万５，０００平方メ								１万平方メートル以上２万５，０００平方メ								

		ートル未満のもの(f)	１件	８６万４，８００				ートル未満のもの(e)	１件	８８万５，０００	
		２万５，０００平方メートル以上のもの						２万５，０００平方メートル以上のもの			
	オ　住宅及び非住宅建築物の複合建築		１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面							

	物の場合			積ごとにアからエまでに該当する金額を合計した金額							
(221)　建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料	ア　一戸建て住宅の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a)　２０	１件	円 １万６，９	建築物省エネ法第１１条第２項又は第１２条第３項	(221)　建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料					建築物省エネ法第１２条第２項又は第１３条第３項

			０平方メートル未満のもの		００										
			(b)　２００平方メートル以上のもの	１件	１万８，９００										
			b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる												

			区分 (a)　２００平方メートル未満のもの (b)　２００平方メートル以上のもの	１件 １件	１万２，６００ １万３，９００									
			c 評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に											

			掲げる区分 (a)　２００平方メートル未満のもの (b)　２００平方メートル以上のもの	 １件 １件	 ８，６００ ９，３００							
		イ　共同住宅等の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応									

			じ、次に掲げる区分 (a)　３００平方メートル未満のもの (b)　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの (c)　２，０００平方メート	 １件 １件 １件	 ３万４，１００ ５万７，０００ ９万７，１００								

		ル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)　５，０００平方メートル以上のもの	１件	１３万９，２００								
		b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の										

			合計に応じ、次に掲げる区分										
			(a)　３００平方メートル未満のもの	１件	２万５，２００								
			(b)　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	４万２，４００								
			(c)　２，０００平	１件	７万３，９００								

			方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)　５，０００平方メートル以上のもの	１件	１０万８，１００								
			c 評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合										

			計に応じ、次に掲げる区分 (a)　３００平方メートル未満のもの (b)　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件 １件	１万６，２００ ２万８，２００														

		(c)　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	５万１，０００								
		(d)　５，０００平方メートル以上のもの	１件	７万７，２００								
	ウ　建築物	a　非住宅					ア　建築物	非住宅部				

	エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲				エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		

		げる区分							
		(a)　３００平方メートル未満のもの	１件	９，３００					
		(b)　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	１万８，５００		a　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	１万４，５００	
		(c)　２，	１件	４万７，１		b　２，	１件	４万２，０	

		０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの		００			０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの		００		
		(d)　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満	１件	７万９００			c　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満	１件	６万５，５００		

			のもの						のもの		
			(e)　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	８万８，２００				d　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	８万２，５００
			(f)　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	１０万９，４００				e　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	１０万２，５００

			b　非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げ										

			る区分										
			(a)　３００平方メートル未満のもの	１件	1万１，２００								
			(b)　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	２万１，２００								
			(c)　２，０	１件	５万４００								

			００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの											
			(d)　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	７万４，６００									

			(e)　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	９万２，１００							
			(f)　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	１１万４，０００							
		エ　アから	a　非住宅					イ　ア以外	a　評価			

ウまで以外の場合	建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲			
の場合	手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、非住宅部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			

		げる区分								
		(a)	１件	４万３，１００						
		３００平方メートル未満のもの								
		(b)	１件	７万２，３００			(a)	１件	７万５，００	
		３００平方メートル以上２，					３００平方メートル以上２，			

		００平方メートル未満のもの					００平方メートル未満のもの		
		(c) ２，０００平方メートル以上５，０００平	１件	１１万７，０００			(b) ２，０００平方メートル以上５，０００平	１件	１２万５００

			方メートル未満のもの(d)	1件	15万2,800				方メートル未満のもの(c)	1件	15万7,000				
			5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の						5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の						

		もの			
		(e)	１件	１８万３，７００	
		１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの			
		(f)	１件	２１万５，５００	
		２万			

		もの			
		(d)	１件	１８万８，５００	
		１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの			
		(e)	１件	２２万１，０００	
		２万			

			５，０００平方メートル以上のもの								５，０００平方メートル以上のもの				
			b　非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、								b　評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、非住宅部分の				

			当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分					床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
			(a)	１件	１１万２，７００						
			３００平方メートル未満のもの								
			(b)	１件	１８万２，			(a)	１件	１８万７，	

		３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの(c)	１件	２６万３００				３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの(b)	１件	２６万７，０００	

		方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)５，０００平方メート	１件	３２万６００			方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの(c)５，０００平方メート	１件	３２万８，５００		

			ル以上１万平方メートル未満のもの							ル以上１万平方メートル未満のもの							
			(e)	１件	３７万９，０００					(d)	１件	３８万８，０００					
			１万平方メートル以上２万５，０００平							１万平方メートル以上２万５，０００平							

		方メートル未満のもの(f) ２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	４３万２，４００				方メートル未満のもの(e) ２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	４４万２，５００	
	オ　住宅及び非住宅建築物の		１件	住宅及び非住宅建築物に該当する							

	複合建築物の場合			部分の床面積ごとにアからエまでに該当する金額を合計した金額									
(222)　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	ア　建築物省エネ法第３０条	（ア）　建築物省エネ法第１	a　一戸建て住宅の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区		円	建築物省エネ法第２９条第１項	(222)　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	ア　建築物省エネ法第３５条	（ア）　建築物省エネ法第１	a　一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の		円	建築物省エネ法第３４条第１項

	第２項に規定する申出がない場合	4条第１項に規定する登録建築物エネル	分 (a) ２００平方メートル未満のもの (b) ２００平方メート	１件 １件	４，６００ ４，６００	
	第２項に規定する申出がない場合	5条第１項に規定する登録建築物エネル	合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ２００平方メートル未満のもの (b) ２００平方メート	１件 １件	４，６００ ４，６００	

		ギー消費性能判定機関又は品確法第5条	ル以上のもの							ギー消費性能判定機関又は品確法第5条	ル以上のもの						
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分								b 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区						

		第１項に規定する登録住宅性能評価機関	(a) ３００平方メートル未満のもの	１件	９，３００	
			(b) ３００平方メートル以上２，００	１件	１万９，９００	

		第１項に規定する登録住宅性能評価機関	分 (a) ３００平方メートル未満のもの	１件	９，２００	
			(b) ３００平方メートル以上２，００	１件	１万９，７００	

		が当該計画が建築物省エネ法第30条第	0平方メートル未満のもの(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メ	1件	4万4,400	
		が当該計画が建築物省エネ法第35条第	0平方メートル未満のもの(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メ	1件	4万3,900	

		１項各号に掲げる基準に適合していること	ートル未満のもの(d)５，０００平方メートル以上のもの	１件	７万９，６００	
		１項各号に掲げる基準に適合していること	ートル未満のもの(d)５，０００平方メートル以上のもの	１件	７万８，７００	

とを証する書類（以下この号から第２２

とを証する書類（以下「建築物省エネ適

		合証」という。）又は性能評価書の添付							3号までにおいて「適合証」という。）					

又は性能評価書の添付があるもの（（ウ

があるもの（オ）又は（キ）に掲げる場

）、（オ）又は（キ）に掲げる場合を除

合を除く。）

										く。)					
		（イ）建築物省エネ適合証又は性	a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲							（イ）適合証又は性能評価書の添	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲				

		能評価書の添付がないもの（ウ）、（エ	げる区分 (a) ２００平方メートル未満のもの (b) ２００平方メートル以上のもの	１件 １件	３万３，８００ ３万７，８００	

		付がないもの（（エ）、（カ）又は（ク	げる区分 (a) ２００平方メートル未満のもの (b) ２００平方メートル以上のもの	１件 １件	３万３，４００ ３万７，４００	

		）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除	b　共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a)　３０	１件	６万８，３００					）に掲げる場合を除く。）	b　共同住宅等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a)　３０	１件	６万７，６００	

		く。)	０平方メートル未満のもの(b)３００平方メートル以上２，０００平方メート	１件	１１万４，０００					０平方メートル未満のもの(b)３００平方メートル以上２，０００平方メート	１件	１１万２，８００	

			ル未満のもの(c)	１件	１９万４，３００					ル未満のもの(c)	１件	１９万２，２００	
			２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の							２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の			

				もの(d)５，０００平方メートル以上のもの	１件	２７万８，５００						もの(d)５，０００平方メートル以上のもの	１件	２７万５，６００			
			（ウ）建築物省エ	a　一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合													

		ネ適合証又は性能評価書の添付がないも	は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ２００平方メートル未満のもの	１件	２４，９００								

		の（（イ）、（エ）、（カ）又は（ク）	(b) ２００平方メートル以上のもの	１件	２７，５００									
			b　共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅											

		に掲げる場合を除く。)	等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メートル未満のもの (b) ３００平	１件 １件	４万９，８００ ８万４，０００									

			方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの										
			(c) ２，０００平方メート	１件	１４万６，３００								

			ル以上５，０００平方メートル未満のもの											
			(d)　５，０００平方メートル以上の	１件	２１万３，９００									

			もの										
								（ウ）適合証又は性能評価書の添付が	a　一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				

								あるもの（（ア）、（オ）又は（キ）に	(a)　２００平方メートル未満のもの	１件	４，６００		
									(b)　２００平方メートル以上のも	１件	４，６００		

												の		
												b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
											掲げる場合を除く。）			

										(a) ３００平方メートル未満のもの	１件	９，２００		
										(b) ３００平方メートル以上２，００	１件	１万９，７００		

											０平方メートル未満のもの（c）	１件	４万３，９００	
											２，０００平方メートル以上５，０００平			

											方メートル未満のもの(d) ― ５，０００平方メートル以上のもの	１件	７万８，７００		
		（エ）	a　一戸建て住宅で評価							（エ）	a　一戸建て住宅で評				

		建築物省エネ適合証又は性能評価書の添	手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ２００平方メ	１件	１万７，２００				適合証又は性能評価書の添付がないもの	価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ２００平方メ	１件	１万７，０００	

		付がないもの（（イ）、（ウ）、（カ）	ートル未満のもの(b)２００平方メートル以上のもの	１件	１万８，５００				（（イ）、（カ）又は（ク）に掲げる場	ートル未満のもの(b)２００平方メートル以上のもの	１件	１万８，４００	
			b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合							b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場			

		又は（ク）に掲げる場合を除く。）	は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メートル未満のもの	１件	３万２，５００				合を除く。）	合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メートル未満のもの	１件	３万２，１００	

			(b) ３０ ０平 方メ ート ル以 上 ２， ００ ０平 方メ ート ル未 満の もの	１件	５万６，３ ００						(b) ３０ ０平 方メ ート ル以 上 ２， ００ ０平 方メ ート ル未 満の もの	１件	５万５，８ ００		
			(c) ２， ００	１件	１０万２， １００						(c) ２， ００	１件	１０万１， ０００		

			０平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)５，０００平方メ	１件	１５万４，５００				０平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)５，０００平方メ	１件	１５万２，９００		

			ートル以上のもの									ートル以上のもの					
		（オ）建築物省エネ適合証又は	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に							（オ）適合証又は性能評価書の	住宅の部分を有しない建築物（以下「非住宅」という。）で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当				

		性能評価書の添付があるもの（（ア）又	掲げる区分 a　３００平方メートル未満のもの b　３００平方メートル以上２，０００平方メー	1件 1件	9，３００ 2万6，５００				添付があるもの（（ア）、（ウ）又は（	該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 a　３００平方メートル未満のもの b　３００平方メートル以上２，０００平方メー	1件 1件	9，２００ 2万6，２００			

		は（キ）に掲げる場合を除く。）	トル未満のもの c　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの d　５，０００平方メートル以	１件 １件	７万９，６００ １２万６，０００				キ）に掲げる場合を除く。）	トル未満のもの c　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの d　５，０００平方メートル	１件 １件	７万８，７００ １２万４，７００	

			上１万平方メートル未満のもの						以上１万平方メートル未満のもの				
			e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	１５万９，１００				e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	１５万７，５００		
			f　２万５，０００平	１件	１９万８，９００				f　２万５，０００平	１件	１９万６，８００		

			方メートル以上のもの								方メートル以上のもの						
		（カ）建築物省エネ適合証又は	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に							（カ）適合証又は性能評価書の	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分						

		性能評価書の添付がないもの（（イ）、	掲げる区分 a ３００平方メートル未満のもの b ３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの c ２，０	1件 1件 1件	8万6，200 14万4，500 23万4，				添付がないもの（（イ）、（エ）又は（	a ３００平方メートル未満のもの b ３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの c ２，	1件 1件 1件	8万5，300 14万3，000 23万1，	

		（ウ）、（エ）又は（ク）に掲げる場	００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの d ５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満の	１件	１００ ３０万５，７００						ク）に掲げる場合を除く。）	０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの d ５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満	１件	６００ ３０万２，５００	

		合を除く。)	もの e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件 １件	３６万７，４００ ４３万１，０００				のものe　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件 １件	３６万３，５００ ４２万６，５００	

		（キ）建築物省エネ適合証又は性能評価	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 a　３００平方メートル	１件	９，３００					（キ）適合証又は性能評価書の添付があ	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 a　３００平方メート	１件	９，２００	

		書の添付があるもの（（ア）又は（オ））	未満のもの b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの c　２，０００平方メートル以上５，０００	１件 １件	２万６，５００ ７万９，６００				るもの（（ア）、（ウ）又は（オ）に掲	ル未満のもの b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの c　２，０００平方メートル以上５，０	１件 １件	２万６，２００ ７万８，７００	

		に掲げる場合を除く。)	平方メートル未満のもの					げる場合を除く。)	００平方メートル未満のもの						
			d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	１２万６，０００				d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	１２万４，７００				
			e　１万平方メートル以上２万	１件	１５万９，１００				e　１万平方メートル以上２	１件	１５万７，５００				

			５，０００平方メートル未満のもの f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	１９万８，９００							５，０００平方メートル未満のもの f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	１９万６，８００	
		（ク）建築	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主							（ク）適合	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入				

		物省エネ適合証又は性能評価書の添付が	要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 a　３００平方メートル未満のもの b　３００平方メートル	1件 1件	２２万５，５００ ３６万４，７００				証又は性能評価書の添付がないもの（（	力法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 a　３００平方メートル未満のもの b　３００平方メート	1件 1件	２２万３，１００ ３６万９００			

		ないもの（（イ）、（ウ）、（エ）又	以上２，０００平方メートル未満のもの c　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	５２万６００				イ）、（エ）又は（カ）に掲げる場合を	ル以上２，０００平方メートル未満のもの c　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	５１万５，１００	

		は（カ）に掲げる場合を除く。）	d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	６４万１，３００				除く。）	d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	６３万４，５００			
			e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のも	１件	７５万８，０００					e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満の	１件	７５万			

			の f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	８６万４，７００	
		（ケ） 住宅及び非住宅		１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	

			ものf　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	８５万５，６００	
		（ケ） 住宅及び非住宅		１件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	

		建築物の複合建築物							の複合建築物				
	イ 建築物省エネ法第	（ア） 建築物省エネ	a 一戸建て住宅の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合に			イ 建築物省エネ法第	（ア） 適合証又は性	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置があ	

	３０条第２項に規定する申出がある場合	適合証又は性能評価書の添付があるもの			あつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b　共同住宅等の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額	

	３５条第２項に規定する申出がある場合	能評価書の添付があるもの（（ウ）、（			る場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ア）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b　共同住宅等で評価手法が性能基準の場	１件	当該共同住宅等の床面積の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げ	

		（（オ）又は（キ）に掲げる場合を除く			（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ア）bに掲げる区分による金額を加算した金額				オ）又は（キ）に掲げる場合を除く。）	合		る区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ア）bに掲げる区分による金額を加算した金額	

		。）											
		（イ）建築物省エネ適合証又は性能	a　一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）aに			（イ）適合証又は性能評価書の添付	a　一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア	

		評価書の添付がないもの（（ウ）、（エ			掲げる区分による金額を加算した金額			がないもの（（エ）、（カ）又は（ク）			（イ）aに掲げる区分による金額を加算した金額		
			b　共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算				b　共同住宅等で評価手法が性能基準の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分		

		）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除			した額）に、ア（イ）bに掲げる区分による金額を加算した金額				に掲げる場合を除く。）			による金額を加算した額）に、ア（イ）bに掲げる区分による金額を加算した金額		

		く。）												
		（ウ）建築物省エネ適合証又は性	a　一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア									

		能評価書の添付がないもの（（イ）、（			（ウ）aに掲げる区分による金額を加算した金額									
			b　共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては建築設備確認区分による金									

		エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を			額を加算した額）に、ア（ウ）bに掲げる区分による金額を加算した金額									

		除く。）											
							（ウ）適合証又は性能評価書の	a　一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額	

								添付があるもの（（ア）、（オ）又は（			を加算した額）に、ア（ウ）aに掲げる区分による金額を加算した金額		
									b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第		

								キ）に掲げる場合を除く。）			２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）bに掲げる区分による金額を加算した金額		
		（エ）建	a　一戸建て住宅で評価手法が	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建			（エ）適	a　一戸建て住宅で評価手法	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第		

		築物省エネ適合証又は性能評価書の添付	仕様基準の場合		築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b　共同住	１件	当該共同住	

		合証又は性能評価書の添付がないもの（	が仕様基準の場合		１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（エ）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b　共同	１件	当該共同住	

		がないもの（イ）、（ウ）、（カ）又は	宅等で評価手法が仕様基準の場合		宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）bに掲げる区分による金額を加算した				（イ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合	住宅等で評価手法が仕様基準の場合		宅等の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（エ）bに掲げる区分による金額	

		（ク）に掲げる場合を除く。）			金額				を除く。）			を加算した金額	
		（オ）建	非住宅建築物で評価手法が国土交通	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建				（オ）適	非住宅で評価手法が国土交通大臣が	１件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第１５	

		築物省エネ適合証又は性能評価書の添付	大臣が定める簡易な評価方法の場合		築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（オ）に掲げる区分による金額を加算した金額				合証又は性能評価書の添付があるもの（	定める簡易な評価方法の場合		０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（オ）に掲げる区分による金額を加算した金額	

（ア）、（ウ）又は（キ）に掲げる場合

があるもの（（ア）又は（キ）に掲げる

		場合を除く。）							を除く。）				
		（カ）建築物省エネ適合	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確				（カ）適合証又は性能評	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０	

		証又は性能評価書の添付がないもの（（			認区分による金額を加算した額）に、ア（カ）に掲げる区分による金額を加算した金額				価書の添付がないもの（（イ）、（エ）			3号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（カ）に掲げる区分による金額を加算した金額		

		イ）から（エ）まで又は（ク））				に掲げ			又は（ク）に掲げる場合を除く。）					

		る場合を除く。）											
		（キ）建築物省エネ適	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、			（キ）適合証又は性能	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつて	

		合証又は性能評価書の添付があるもの（			建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（キ）に掲げる区分による金額を加算した金額				評価書の添付があるもの（（ア）、（ウ			は、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（キ）に掲げる区分による金額を加算した金額			

		（ア）又は（オ）に掲げる場合を除く。							）又は（オ）に掲げる場合を除く。）					

		）				
		（ク）建築物省エネ適合証又は性能評	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ，建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ク）に掲げる区分に	

		（ク）適合証又は性能評価書の添付が	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ク）に掲	

		価書の添付がないもの（（イ）から（エ			よる金額を加算した金額				ないもの（（イ）、（エ）又は（カ）に			げる区分による金額を加算した金額		

掲げる場合を除く。）

）まで又は（カ）に掲げる場合を除く。

		）				
		（ケ） 住宅及び非住宅建築物の複合建		１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	

		（ケ） 住宅及び非住宅の複合建築物		１件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	

		築物											
(223)　複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料				１件	計画に係る一の建築物ごとの前号に掲げる区分に応じた金額を合計した金額	建築物省エネ法第２９条第３項	(223)　複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料				１件	計画に係る一の建築物ごとの前号に掲げる区分に応じた金額を合計した金額	建築物省エネ法第３４条第３項
(224)　建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	ア　建築物省エ	(ア)　建築物	a　一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次		円	建築物省エネ法第３１条第１項	(224)　建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	ア　建築物省エ	(ア)　適合証	a　一戸建て住宅で評価手法が性能基準の		円	建築物省エネ法第３６条第１項

申請手数料	ネ法第３０条第２項に規定する申出がな	省エネ適合証又は性能評価書の添付があ	に掲げる区分 (a) ２００平方メートル未満の	１件	２，３００	
申請手数料	ネ法第３５条第２項に規定する申出がな	又は性能評価書の添付があるもの（（ウ	場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ２００平方メートル未満の	１件	２，３００	

	い場合	るもの（（オ）又は（キ）に掲げる場合	もの(b) ２００平方メートル以上のもの	１件	２，３００	
			b 共同住宅等の当該共同住宅等床面積の合計に応じ、次に掲げ			

	い場合	）、（オ）又は（キ）に掲げる場合を除	もの(b) ２００平方メートル以上のもの	１件	２，３００	
			b 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅			

		を除く。)	る区分						く。)	等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分					
			(a) 300平方メートル未満のもの	1件	4，600					(a) 300平方メートル未満のもの	1件	4，600			
			(b) 300平	1件	9，900					(b) 300	1件	9，800			

			方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの							平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの							
			(c) ２，０００平方メート	１件	２万２，２００					(c) ２，０００平方メート	１件	２万１，９００					

			ル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)	１件	３万９，８００	
			５，０００平方メートル以上の			

			ル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)	１件	３万９，３００	
			５，０００平方メートル以上の			

	もの		もの
(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評	a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(イ) 適合証又は性能評価書の添付が	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分

		価書の添付がないもの（（ウ）、（エ）	(a) ２００平方メートル未満のもの	１件	１万６，９００	
			(b) ２００平方メートル以上のもの	１件	１万８，９００	
			b　共同住宅等で			

		ないもの（（エ）、（カ）又は（ク）に	(a) ２００平方メートル未満のもの	１件	１万６，７００	
			(b) ２００平方メートル以上のもの	１件	１万８，７００	
			b　共同住宅等			

		、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く	評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メ	１件	３万４，１００				掲げる場合を除く。）	で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メ	１件	３万３，８００	

		。)	ートル未満のもの (b) ３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の	１件	５万７，０００					ートル未満のもの (b) ３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の	１件	５万６，４００	

			もの								もの				
			(c)	１件	９万７，１００						(c)	１件	９万６，１００		
			２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの								２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの				
			(d)	１件	１３万９，						(d)	１件	１３万７，		

				５，０００平方メートル以上のもの		２００						５，０００平方メートル以上のもの		８００		
			（ウ）建築物省エネ適	a　一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸												

		合証又は性能評価書の添付がないもの（	建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ２００平方メートル未満のもの (b) ２０	１件 １件	１万２，４００ １万３，７００									

		（イ）、（エ）、（カ）又は（ク）に掲	０平方メートル以上のもの											
			b　共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の											

		げる場合を除く。)	合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メートル未満のもの (b) ３００平方メート	１件 １件	２万４，９００ ４万２，０００									

			ル以上２，０００平方メートル未満のもの											
			(c)　２，０００平方メートル以上	１件	７万３，１００									

			５，０００平方メートル未満のもの											
			(d)	１件	１０万６，９００									
			５，０００平方メートル以上のもの											
										（ウ	a　一戸			

										）適合証又は性能評価書の添付がある	建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a)	１件	２，３００		

									もの（（ア）、（オ）又は（キ）に掲げ	２００平方メートル未満のもの (b) ２００平方メートル以上のもの	１件	２，３００	
										b　共同			

										る場合を除く。）	住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a)　３	１件	４，６００		

											００平方メートル未満のもの(b)	１件	９，８００	
											３００平方メートル以上２，０００平方メ			

										ートル未満のもの				
										(c)	１件	２万１，９００		
										２，０００平方メートル以上５，０００平方メート				

											ル未満のもの(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	3万9,300		
		(エ)建築	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基							(エ)適合	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様				

		物省エネ適合証又は性能評価書の添付が	準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ２００平方メートル未	１件	８，６００				証又は性能評価書の添付がないもの（（	基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ２００平方メートル未	１件	８，５００	

		ないもの（（イ）、（ウ）、（カ）又は	満のもの(b)　２００平方メートル以上のもの	１件	９，２００	
			b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同			

		イ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を	満のもの(b)　２００平方メートル以上のもの	１件	９，２００	
			b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共			

		（ク）に掲げる場合を除く。）	住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メートル未満のもの (b) ３０	１件 １件	１万６，２００ ２万８，１００				除く。）	同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メートル未満のもの (b) ３	１件 １件	１万６，０００ ２万７，９００	

			０平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの								００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの						
			(c) ２，０００平方メ	１件	５万１，０００						(c) ２，０００平方メ	１件	５万５００				

			ートル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)５，０００平方メートル以	１件	７万７，２００	
			ートル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)５，０００平方メートル以	１件	７万６，４００	

			上のもの								上のもの						
		（オ）建築物省エネ適合証又は性能	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分						（オ）適合証又は性能評価書の添付	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分					

		評価書の添付があるもの（（ア）又は（	a　３００平方メートル未満のもの	１件	４，６００					があるもの（（ア）、（ウ）又は（キ）	a　３００平方メートル未満のもの	１件	４，６００		
			b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	１万３，２００						b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	１万３，１００		
			c　２，０００平方メー	１件	３万９，８００						c　２，０００平方メ	１件	３万９，３００		

		キ）に掲げる場合を除く。）	トル以上５，０００平方メートル未満のもの d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの e　１万平	１件 １件	６万３，０００ ７万９，５				に掲げる場合を除く。）	ートル以上５，０００平方メートル未満のもの d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの e　１万	１件 １件	６万２，３００ ７万８，７	

			方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの		００						平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの		００		
			f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	９万９，４００						f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	９万８，４００		
		（カ）	非住宅建築物で評							（カ）	非住宅で評価手法				

		建築物省エネ適合証又は性能評価書の	価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 a　３００平方メートル未満の	１件	４万３，１００					適合証又は性能評価書の添付がないも	が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 a　３００平方メートル未満	１件	４万２，６００	

		添付がないもの（（イ）から（エ）まで	もの b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの c　２，０００平方メートル以上５，０００平方メ	1件 1件	7万2，200 11万7，000	
		の（（イ）、（エ）又は（ク）に掲げる	のもの b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの c　２，０００平方メートル以上５，０００平	1件 1件	7万1，500 11万5，800	

		又は（ク）に掲げる場合を除く。）	ートル未満のもの d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの e　１万平方メートル以上２万５，０	1件 1件	１５万２，８００ １８万３，７００				場合を除く。）	方メートル未満のもの d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの e　１万平方メートル以上２万５，	1件 1件	１５万１，２００ １８万１，７００	

			００平方メートル未満のもの f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	２１万５，５００						０００平方メートル未満のもの f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	２１万３，２００		
		（キ）建築物	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力						（キ）適合証	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場					

		省エネ適合証又は性能評価書の添付があ	法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分							又は性能評価書の添付があるもの（（ア	合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
			a　３００平方メートル未満のもの	１件	４，６００						a　３００平方メートル未満のもの	１件	４，６００		
			b　３００平方メートル以上	１件	１万３，２００						b　３００平方メートル以上	１件	１万３，１００		

		るもの（（ア）又は（オ）に掲げる場合	２，０００平方メートル未満のもの						）、（ウ）又は（オ）に掲げる場合を除	２，０００平方メートル未満のもの					
			c ２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	３万９，８００					c ２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	３万９，３００			
			d ５，０	１件	６万３，０					d ５，	１件	６万２，３			

		を除く。)	００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの		００				く。)	０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの		００		
			e １万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	７万９，５００					e １万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	７万８，７００		

			f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	９万９，４００							f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	９万８，４００			
		（ク）建築物省エネ適合	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合							（ク）適合証又は性能評	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次					

		証又は性能評価書の添付がないもの（イ	計に応じ、次に掲げる区分 a　３００平方メートル未満のもの b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のも	1件 1件	11万2，700 18万2，300				価書の添付がないもの（（イ）、（エ）	に掲げる区分 a　３００平方メートル未満のもの b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のも	1件 1件	11万1，500 18万4００		

		）から（エ）まで又は（カ）に掲げる場	の c　2，000平方メートル以上5，000平方メートル未満のもの d　5，000平方メートル以上1万平方メ	1件 1件	26万3000 32万6000					又は（カ）に掲げる場合を除く。）	の c　2，000平方メートル以上5，000平方メートル未満のもの d　5，000平方メートル以上1万平方	1件 1件	25万7，500 31万7，200		

		合を除く。)	ートル未満のもの e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの f　２万５，０００平方メートル以	１件 １件	３７万９，０００ ４３万２，３００				メートル未満のもの e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの f　２万５，０００平方メートル以	１件 １件	３７万５，０００ ４２万７，８００	

			上のもの			
		（ケ）住宅及び非住宅建築物の複合		１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	

			上のもの			
		（ケ）住宅及び非住宅の複合建築物		１件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）までに該当する金額を合計した金額	

		建築物				
	イ 建築物省エネ法第３０条第２項	（ア） 建築物省エネ適合証又は性	a 一戸建て住宅の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア	

	イ 建築物省エネ法第３５条第２項	（ア） 適合証又は性能評価書の添	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した	

	に規定する申出がある場合	能評価書の添付があるもの（（オ）又は			（ア）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b 共同住宅等の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による	

	に規定する申出がある場合	付がある場合（（ウ）、（オ）又は（キ			額）に、ア（ア）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に	

		（キ）に掲げる場合を除く。）			金額を加算した額）に、ア（ア）bに掲げる区分による金額を加算した金額	
		（イ）建	a　一戸建て住宅で評価手法が	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建	

		）に掲げる場合を除く。）			掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ア）bに掲げる区分による金額を加算した金額	
		（イ）適	a　一戸建て住宅で評価手法	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第	

		築物省エネ適合証又は性能評価書の添付	標準計算法の場合		築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b　共同住	１件	当該共同住	

		合証又は性能評価書の添付がないもの（	が性能基準の場合		１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（イ）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b　共同	１件	当該共同住	

		がないもの（（ウ）、（エ）、（カ）又	宅等で評価手法が標準計算法の場合		宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（イ）bに掲げる区分による金額を加算した	
		（エ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合	住宅等で評価手法が性能基準の場合		宅等の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（イ）bに掲げる区分による金額	

		は（ク）に掲げる場合を除く。）			金額				を除く。）				を加算した金額		
		（ウ）—	a　一戸建て住宅で評価	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計										

		建築物省エネ適合証又は性能評価書の添	手法が仕様・計算併用法の場合		に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）aに掲げる区分による金額を加算した金額									

		付がないもの（（イ）、（エ）、（カ）	b　共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）bに掲げる区分による金額を加									

		又は（ク）に掲げる場合を除く。）			算した金額									
									（ウ）	a　一戸建て住宅	１件	当該一戸建て住宅の床		

									適合証又は性能評価書の添付があるもで評価手法が仕様基準の場合			面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）aに掲げる区分による金額を加算した	

								の（（ア）、（オ）又は（キ）に掲げる			金額	
									b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ウ）bに	

									場合を除く。）			掲げる区分による金額を加算した金額	
		（エ）建築物省エネ適合	a　一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確				（エ）適合証又は性能評	a　一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第	

		証又は性能評価書の添付がないもの（（			認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置があ	

		価書の添付がないもの（（イ）、（カ）			２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（エ）aに掲げる区分による金額を加算した金額	
			b　共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	１件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備	

		イ）、（ウ）、（カ）又は（ク）に掲げ			る場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（エ）bに掲げる区分による金額を加算した金額				又は（ク）に掲げる場合を除く。）			の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（エ）bに掲げる区分による金額を加算した金額	

		る場合を除く。）											
		（オ）建築物省エネ適	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、			（オ）適合証又は性能	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつて	

		合証又は性能評価書の添付があるもの（			建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（オ）に掲げる区分による金額を加算した金額				評価書の添付があるもの（（ア）、（ウ			は、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（オ）に掲げる区分による金額を加算した金額			

		（ア）又は（キ）に掲げる場合を除く。							）又は（キ）に掲げる場合を除く。）					

		）				
		（カ）建築物省エネ適合証又は性能評	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（カ）に掲げる区分に	

		（カ）適合証又は性能評価書の添付が	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	１件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（カ）に掲	

		価書の添付がないもの（（イ）から（エ			よる金額を加算した金額			ないもの（（イ）、（エ）又は（ク）に			げる区分による金額を加算した金額		

									掲げる場合を除く。)					
		)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。												

		）				
		（キ）建築物省エネ適合証又は性能評	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（キ）に掲げる区分に	

		（キ）適合証又は性能評価書の添付が	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	１件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（キ）に掲	

		価書の添付があるもの（（ア）又は（オ			よる金額を加算した金額			あるもの（（ア）、（ウ）又は（オ）に			げる区分による金額を加算した金額			

		）に掲げる場合を除く。）							掲げる場合を除く。）				
		（ク）建築物	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力	１件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金				（ク）適合証	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場	１件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第１５０号に掲げる区分によ	

		省エネ適合証又は性能評価書の添付がな	法の場合		額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア（ク）に掲げる区分による金額を加算した金額				又は性能評価書の添付がないもの（（イ	合		る金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第２０３号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ク）に掲げる区分による金額を加算した金額	

		いもの（（イ）から（エ）まで又は（カ										）、（エ）又は（カ）に掲げる場合を除		

			）に掲げる場合を除く。）								く。）						
			（ケ）住宅及		１件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに（ア）から					（ケ）住宅及		１件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに（ア）から（ク）ま			

でに該当する金額を合計した金額

び非住宅の複合建築物

（ク）までに該当する金額を合計した金額

び非住宅建築物の複合建築物

	ウ　複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	１件	計画の変更に係る一の建築物ごとのア及びイに掲げる区分に応じた金額を合計した金額	
（削る）				

	ウ　複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合		１件	計画の変更に係る一の建築物ごとのア及びイに掲げる区分に応じた金額を合計した金額	１条第１項
(225)　建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	ア　適合証又は検査済証等（建築物省エネ法第３５条の規定に基づく認	(a)　２００平方メートル未満のもの (b)　２	１件 １件	円 ４，６００ ４，６００	建築物省エネ法第４１条第１項

						定の通知書の写し及び建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第１８条第１８項に規定する検査済証（以下この号において「検査済証」という。）の	００平方メートル以上のもの			
							b　共同住宅等で評価手法が性能基準の場合は、			

						写し、低炭素化促進法第５４条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は品確法第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) ３００平方メートル未満の	１件	９，２００	

						下この号において同じ。）の添付があるもの（ウ、オ又はキに掲げる場合を除く。）	もの (b) ３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	１万９，７００	
							(c) —	１件	４万３，９００	

						２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの(d)―５，	１件	７万８，７００	

							００００平方メートル以上のもの			
							a　一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合は、			

							当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
						イ　適合証又は検査済証等の添付がな	(a)　２００平方メートル	１件	３万３，４００	

						いもの（エ、カ又はクに掲げる場合を除く。）	未満のもの (b) ２００平方メートル以上のもの	１件	３万７，４００	
							b 共同住宅等で評価手法が性能			

							基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
							(a)	1件	6万7，6	

							３００平方メートル未満のもの		００	
							(b)　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未	１件	１１万２，８００	

							満のもの(c)　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の	１件	１９万２，２００	

							もの (d) ― ５， ０００ ０平 方メ ート ル以 上の もの	１件	２７万５， ６００	
							a　一 戸建 て住 宅で 評価 手法 が仕			

							様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該一戸建て住宅				

							の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
						ウ　適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、オ又はキに掲げる場	(a)　２００平方メートル未満のもの	１件	４，６００	
							(b)　２	１件	４，６００	

						合を除く。）	００平方メートル以上のもの			
							b　共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通			

							大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、				

						次に掲げる区分				
					(a) ３００平方メートル未満のもの	１件	９，２００			
					(b) ３００平方メートル以上２，	１件	１万９，７００			

							００００平方メートル未満のもの	１件	４万３，９００	
							(c)　―２，０００００平方メートル以上５，００			

							０平方メートル未満のもの(d)	１件	７万８，７００	
							５，０００平方メートル以上のもの			
							a　一戸建			

て住宅で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合

							は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
						エ　適合証又は検査済証等の	(a)　２００平方メ	１件	１万７，０００	

						添付がないもの（イ、カ又はクに掲げる場合を除く。）	ートル未満のもの（b）２００平方メートル以上のもの	１件	１万８，４００	
							b　共同住宅等で評価手法が			

							仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該共同住宅等の			

						床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
						(a) ３００平方メートル未満のもの	１件	３万２，１００		
						(b) ３００	１件	５万５，８００		

							平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの			
							(c)	１件	１０万１，０００	
							―			
							２，０００平方メ			

							ートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	１５万２，９００	
							(d)　―５，０００平方メート			

							ル以上のもの				
							非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、				

							当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
						オ　適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、ウ	a　３００平方メートル未満のもの	１件	９，２００	
							b　３００平方	１件	２万６，２００	

						又はキに掲げる場合を除く。）	メートル以上２，０００平方メートル未満のもの			
							c　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のも	１件	７万８，７００	

							の			
							d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	１２万４，７００	
							e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル	１件	１５万７，５００	

							未満のもの f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	１９万６，８００	
							非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場			

							合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
						カ　適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、エ又はクに掲げる場合を除	a　３００平方メートル未満のもの	１件	８万５，３００	
							b　３００平方メートル以上２，０	１件	１４万３，０００	

						く。）	００平方メートル未満のもの			
							c　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	２３万１，６００	
							d　５，０００	１件	３０万２，５００	

						平方メートル以上１万平方メートル未満のもの				
						e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	３６万３，５００		
						f　２万	１件	４２万６，		

							５，０００平方メートル以上のもの		５００	
							非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積の			

							合計に応じ、次に掲げる区分			
						キ　適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、ウ又はオに掲げる場合を除く。）	a　３００平方メートル未満のもの	１件	９，２００	
							b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のも	１件	２万６，２００	

							の			
							c　２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件	７万８，７００	
							d　５，０００平方メートル以上１万平方	１件	１２万４，７００	

						メートル未満のもの				
						e　１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１件	１５万７，５００		
						f　２万５，０００平方メートル以	１件	１９万６，８００		

							上のもの			
							非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区			

						分				
					ク　適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、エ又はカに掲げる場合を除く。）	a　３００平方メートル未満のもの	１件	２２万３，１００		
						b　３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件	３６万９００		
						c　２，０００平方メ	１件	５１万５，１００		

							ートル以上５，０００平方メートル未満のもの			
							d　５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１件	６３万４，５００	
							e　１万	１件	７５万	

						平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの			
						f　２万５，０００平方メートル以上のもの	１件	８５万５，６００	
							１件	住宅及び非住宅に該当	

									する部分の床面積ごとにアからクまでに該当する金額を合計した金額	

(225)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が５００平方メートル以内のもの	１件	円 2万1,000	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項又は第３０条第１項
	盛土又は切土をする土地の面積が５００平方メートルを超え1,０００平方メートル以内のもの	１件	3万2,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が1,０００平方メートルを超え2,０００平方メートル以内のもの	１件	4万4,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が２,０００平方メートルを超え３,０００平方メートル以内のもの	１件	6万2,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が３,０００平方メートルを超え５,０００平方メートル以内のもの	１件	7万2,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が５,０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	9万6,000	

(226)　宅地造成に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が５００平方メートル以内のもの	１件	円 1万2,000	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項
	切土又は盛土をする土地の面積が５００平方メートルを超え１,０００平方メートル以内のもの	１件	2万1,000	
	切土又は盛土をする土地の面積ｶﾞ１,０００平方メートルを超え２,０００平方メートル以内のもの	１件	3万1,000	
	切土又は盛土をする土地の面積が２,０００平方メートルを超え５,０００平方メートル以内のもの	１件	4万7,000	
	切土又は盛土をする土地の面積が５,０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	6万7,000	

	盛土又は切土をする土地の面積が１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	15万	
	盛土又は切土をする土地の面積が２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの	１件	22万8,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの	１件	35万4,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が７万平方メートルを超え１０万平方メートル以内のもの	１件	49万8,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が１０万平方メートルを超えるもの	１件	64万2,000	
(226)　土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	土石の堆積を行う土地の面積が５００平方メートル以内のもの	１件	円 1万6,000	宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条第１
	土石の堆積を行う土地の	１件	1万8,000	

	切土又は盛土をする土地の面積が１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	11万	
	切土又は盛土をする土地の面積が２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの	１件	17万	
	切土又は盛土をする土地の面積が４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの	１件	25万	
	切土又は盛土をする土地の面積が７万平方メートルを超え１０万平方メートル以内のもの	１件	34万	
	切土又は盛土をする土地の面積が１０万平方メートルを超えるもの	１件	42万	
（新設）				

	面積が５００平方メートルを超え1,０００平方メートル以内のもの			項又は第３０条第１項				
	土石の堆積を行う土地の面積が1,０００平方メートルを超え2,０００平方メートル以内のもの	１件	2万1,000					
	土石の堆積を行う土地の面積が2,０００平方メートルを超え3,０００平方メートル以内のもの	１件	2万4,000					
	土石の堆積を行う土地の面積が3,０００平方メートルを超え5,０００平方メートル以内のもの	１件	3万4,000					
	土石の堆積を行う土地の面積が5,０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	3万7,000					
	土石の堆積を行う土地の面積が１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	4万4,000					

	土石の堆積を行う土地の面積が２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの	１件	5万8,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの	１件	7万8,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が７万平方メートルを超え１０万平方メートル以内のもの	１件	11万4,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が１０万平方メートルを超えるもの	１件	13万8,000	
(227)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料		１件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、６４万２，０００円を超えるときは、６４万２，００	宅地造成及び特定盛土等規制法第１６条第１項又は第３５条第１項

(227)　宅地造成に関する工事の変更許可申請手数料		１件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、42万円を超えるときは、その手数料の金額は、	宅地造成等規制法第12条第1項

				0円とする。 ア　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又				42万円とする。 ア　宅地造成に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土を行う面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土を行う面積、切土又は盛土を行う面積の縮小を伴う場合に	

			は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ第２２５号に規定する額に１０分の１を乗じて得た金額 イ　新たな盛土又は切土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計	
			あつては縮小後の切土又は盛土を行う面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た金額 イ　新たな切土又は盛土を行う区域への編入については、新たに編入される切土又は盛土を	

			画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ第２２５号に規定する金額 ウ　その他の変更については、１万円	
(228)　土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料		１件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、１３万８，０００円を超えるときは、１３万８，０	宅地造成及び特定盛土等規制法第１６条第１項又は第３５条第１項

			行う面積に応じ前号に規定する金額 ウ　その他の変更については、１万円	
（新設）				

			００円とする。 ア　土石の堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮						

			小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ第２２６号に規定する額に１０分の１を乗じて得た金額 イ　新たな土石の堆積を行う土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆						

			積を行う土地の面積に応じ第２２６号に規定する金額 ウ　その他の変更については、１万円						
(229)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が５００平方メートル以内のもの	１件	円 1万	宅地造成及び特定盛土等規制法第１８条第１項又は第３７条第１項	（新設）				
	盛土又は切土をする土地の面積が５００平方メートルを超え1,０００平方メートル以内のもの	１件	1万1,000						
	盛土又は切土をする土地の面積が１,０００平方メートルを超え２,０００平方メートル以内のもの	１件	1万2,000						
	盛土又は切土をする土地の面積が２,０００平方メートルを超え3,０００平	１件	1万3,000						

		方メートル以内のもの			
		盛土又は切土をする土地の面積が３，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	１件	1万5,000	
		盛土又は切土をする土地の面積が５，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１件	1万6,000	
		盛土又は切土をする土地の面積が１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの	１件	1万7,000	
		盛土又は切土をする土地の面積が２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの	１件	1万8,000	
		盛土又は切土をする土地の面積が４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの	１件	2万	
		盛土又は切土をする土地の面積が７万平方メート	１件	2万6,000	

	ルを超え１０万平方メートル以内のもの			
	盛土又は切土をする土地の面積が１０万平方メートルを超えるもの	１件	2万7,000	
(230)～(266)				

別表第２（第２条関係）

略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条及び次項の規定　公布の日

⑵　第２条及び附則第３項の規定　令和７年４月１日

⑶　第３条の規定　令和７年５月２３日

（経過措置）

２　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）附則第２条第１項又は第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第８条第１項

(228)～(264)	（略）			

別表第２（第２条関係）

略

本文又は第１２条第１項の許可に係る第１条の規定による改正前の長崎市手数料条例別表第１第２２６号及び第２２７号の規定の適用については、なお従前の例による。 ３　第２条の規定による改正後の長崎市手数料条例の規定は、附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日以後に申請されるものについて適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例による。	